

## ◀ 「VBA PRO 年末調整・法定調書」システムの年末調整の計算と法定調書の作成 ▶

「VBA PRO 年末調整・法定調書」システムの年末調整のデータ入力用フォーム、源泉徴収票と源泉徴収簿および年末調整用申告書などの表示と印刷用のワークシートについて説明します。

「VBA PRO 源泉徴収票・支払調書」は書籍版と統一するために「VBA PRO 年末調整・法定調書」に名称を変更しています。

### ■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書」の税制改正への対応について

#### ■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書 R05」 VER 5.42 の変更事項(2023.11.10)

- ・「(源泉・特別) 控除対象配偶者」の「区分」に「01」から「04」の非居住者が入力された場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」に「○」が表示されるように変更しました。
- ・「16歳未満の扶養親族」の「区分」に「01」から「04」の非居住者が入力された場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」に「○」が表示されるように変更しました。
- ・住宅借入金等特別控除について「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」に「住（特家）」、「認（特家）」、「震（特家）」を追加しました。  
※ 「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」とは、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満で令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた家屋です。

#### ■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書 R05」 VER 5.41 の変更事項(2022.12.10)

令和5年1月以降に適用される国外居住親族に係る扶養控除の見直しにより「給与所得の源泉徴収票」「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の様式を修正しました。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/0022007-058.htm>

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0022010-070.pdf> 国税庁ホームページより

#### ★ 令和05年分「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」

・令和05年分以降の「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「控除対象扶養親族の区分」の表示の変更に対応しました。

控除対象扶養親族の区分

空欄 居住者

- 01 非居住者（30歳未満又は70歳以上）
- 02 非居住者（30歳以上70歳未満、留学生）
- 03 非居住者（30歳以上70歳未満、障害者）
- 04 非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上送金）

※ 給与所得の源泉徴収票をe-Tax又は光ディスク等で税務署へ提出する場合、居住者の区分には「00」と記載します。

「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。

「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいいます。

なお、30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の要件に複数該当する場合はいずれかひとつを記載します。

#### ◀ ご注意 ▶

令和06年分の給与支払報告書へ16歳未満の扶養親族の「控除対象外国外扶養親族」と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」を表示する方法が判明しましたらシステムのバージョンアップで対応します。

## ★ 令和 05 年分「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」

- ・主たる給与から控除する控除対象扶養親族（16 歳以上）の「非居住者である親族」欄を変更しました。
- ・住民税に関する事項の 16 歳未満の扶養親族に「控除対象外国外扶養親族」欄を追加しました。
- ・住民税に関する事項に「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄を追加しました。
- ・住民税に関する事項に「寡婦・ひとり親」欄を追加しました。

### 《ご注意》

「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」でその年の最初の給与の支払い後に源泉控除対象配偶者、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除の変更があった場合でも、変更後の人数と一人当たりの控除額は「当初」欄に表示されます。

「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」欄の入力と計算には対応していません。  
ただし配偶者や扶養親族が退職所得等を含めることで合計所得金額が 48 万円を超えるため所得税では控除対象にならない人でも、住民税は控除対象になります。

## ★ 令和 05 年分「給与所得の源泉徴収簿」

- ・「扶養控除等の申告・各種控除額」欄を変更して源泉控除対象配偶者、扶養控除、障害者控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除の人数と一人当たりの控除額と控除額合計の表示するように修正しました。

### 《ご注意》

「給与所得の源泉徴収票」の表示シートでは「源泉控除対象配偶者」と「16 歳未満の扶養親族」の「非居住者の区分」に 00 から 04 は表示されないようになっています。

(入力用の年末調整フォームには確認のために 00 から 04 が表示されます。)

ただし「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「源泉控除対象配偶者」の「非居住者の区分」と住民税に関する事項の「控除対象外国外扶養親族」欄に○を付けるために「源泉控除対象配偶者」と「16 歳未満の扶養親族」にも「非居住者の区分」の入力は必要になります。

- ※ 令和 06 年分の給与支払報告書へ 16 歳未満の扶養親族の「控除対象外国外扶養親族」と「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」を表示する方法が判明しましたらシステムのバージョンアップで対応します。

## ■「VBA PRO 年末調整・法定調書 R04」 VER 5.31 の変更事項(2022.10.10)

### 給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）

- 令和4年分の「給与所得の源泉徴収票」から受給者の年齢が18歳未満（平成17年1月3日以後に生まれた人）に該当する場合には「未成年者」欄に○を記載します。  
これは民法改正により、成年者の年齢が20歳から18歳に引き下げられたことによります。  
なお、令和3年分以前の「給与所得の源泉徴収票」で「未成年者」欄に○が記載されている場合は、20歳未満の受給者となります。

- 住宅借入金等特別控除が「特例特別特例取得」に該当する場合に「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」欄に「(特特特)」と併記することに対応しました。

このシステムの旧バージョンでは、「(特特特)」の併記には対応していません。

「特例特別特例取得」とは、特別特例取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の新築等をいいます。

「特別特例取得」とは、特別特定取得に係る契約が、居住用家屋の新築又は認定住宅の新築の場合は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間、新築住宅・中古住宅の購入の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間に締結されているものをいいます。

- 令和5年1月1日以降、各市区町村へ書面で提出する給与支払報告書の提出枚数が2枚から1枚になったことに対応しました。

このシステムの旧バージョンでは、給与支払報告書は2枚印刷されますので不要な1枚は破棄してください。

### 《ご注意》

税務署へ提出を要する受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を税務署提出用と受給者交付用として各1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として1枚の計3枚を作成します。

税務署へ提出を要しない受給者分については、「給与所得の源泉徴収票」を受給者交付用として1枚、「給与支払報告書」を市区町村提出用として1枚の計2枚を作成します。

## ■「VBA PRO 年末調整・法定調書 R04」 VER 5.30 の変更事項(2022.08.10)

### 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

- 令和4年1月1日以後の支払われる退職手当等のうち、勤続年数5年以下の法人役員等以外の短期退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について2分の1課税が適用されません。「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の摘要に短期退職手当等の明細を追加しました。「退職所得に対する源泉徴収簿」の様式が改正されました。「退職所得の受給に関する申告書」の様式が改正されました。

### 《ご注意》

退職金を一般の従業員の短期退職手当等と役員の特定期間退職手当等として継続して受け取っている場合の計算には対応していません。（従業員で3年勤務してから役員で2年勤務しているケースなど）

退職金を2社以上の会社から一般の従業員の短期退職手当等と一般退職手当等を重複して受け取っている場合の計算には対応していません。（A社から短期退職手当等とB社から一般退職手当等の支給があるケースなど）

## ■「VBA PRO 年末調整・法定調書 R03」 VER 5.20 の変更事項(2021.10.01)

- 令和03年分「給与所得に対する源泉徴収簿」に対応しました。
- 令和03年分「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に対応しました。（「ひとり親」が追加されて「特別の寡婦」と「寡夫」が削除されました。）

☆ 給与所得者の扶養控除等申告書などの各種申告書類については押印が不要となっています。

「源泉所得税の改正のあらまし（令和3年4月）」より

- 給与所得者の扶養控除等申告書
- 給与所得者の配偶者控除等申告書

- ・給与所得者の基礎控除申告書
- ・給与所得者の保険料控除申告書
- ・給与所得者の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除申告書
- ・所得金額調整控除申告書
- ・退職所得の受給に関する申告書

☆ 令和元年10月1日以後に消費税10%で取得した住宅の新築と購入及び増改築等についての（特定増改築）住宅借入金等特別控除申告書の様式の変更に対応しました。

## ■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書 R02」 VER 5.11 の変更事項(2020.10.10)

- ・所得者の合計所得金額の見積額は所得金額調整控除を差し引いた金額に修正しました。
- ・所得者の合計所得金額の見積額の計算に所得金額調整控除を追加しました。
  - (1)給与の収入金額（2以上の給与の総額）が850万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合の合計所得金額の計算を修正しました。
  - (2)給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合の合計所得金額の計算を修正しました。

この詳細は下記国税庁ホームページの「所得金額調整控除の計算方法」を参考にしてください。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/1648\\_73\\_r02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/1648_73_r02.pdf)

- ・申告者と配偶者の合計所得金額の入力で「公的年金等をすべて雑所得で計算する」のチェックが保存されない不具合を修正しました。

## ■ 「VBA PRO 年末調整・法定調書 R02」 VER 5.10 の変更事項(2020.06.15)

令和02年分「給与所得の源泉徴収票」と令和03年度「給与支払報告書」に対応しました。

- ・「給与所得控除後の金額（調整控除後）」に変更しました。
- ・「基礎控除の額」と「所得金額調整控除額」の年末調整での計算と表示に対応しました。
- ・「寡婦控除」と「ひとり親控除」の年末調整での計算と表示に対応しました。
- ・生年月日を元号で表示するように変更しました。

《ご注意》

年末調整の対象とならない人（年途中で退職した人など）で改正前の寡婦控除等の適用がある場合は「摘要」欄に「旧寡婦」「旧寡夫」「旧特別の寡婦」と記載する必要があります。

（改正後の「寡婦」と「ひとり親」欄には「○」を付さないでください。）

## ● 令和02年版システムの年末調整の修正事項について

- ・「給与所得の源泉徴収簿」（所得金額調整控除と基礎控除）の様式改正に対応しました。
- ・「給与所得者の扶養控除等異動申告書」（単身児童扶養者）の様式改正に対応しました。
- ・「給与所得者の配偶者控除等申告書」の様式改正に対応しました。
- ・「給与所得者の基礎控除申告書」「所得金額調整控除申告書」の新様式に対応しました。
- ・給与所得控除の改正（給与所得控除の10万円引き下げと給与収入が850万円を超える人の上限額195万円への引き下げ）と「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の計算に対応しました。
- ・「所得金額調整控除申告書」と所得金額調整控除額の計算（給与収入が850万円を超えて特別障害者控除を適用する人または23歳未満の扶養親族がいる人）に対応しました。
- ・「基礎控除申告書」と基礎控除額の計算（10万円の引き上げと合計所得金額が2,400万円を超える人の引き下げ）に対応しました。
- ・同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる改正に対応しました。
- ・源泉控除対象配偶者の合計所得金額要件を95万円以下に引き上げる改正に対応しました。
- ・配偶者特別控除の配偶者の合計所得金額要件を48万円超133万円以下として、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分をそれぞれ10万円引き上げる改正に対応しました。
- ・勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下に引き上げる改正に対応しました。

国税庁ホームページの「年末調整チェック表（誤りやすい点）」  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm#a003>

■ 令和 02 年分「給与所得の源泉徴収票」（国税庁）と令和 03 年度「給与支払報告書」（総務省）の新様式への対応について

国税庁ホームページで令和 02 年分の「給与所得の源泉徴収票」の公開により令和 02 年版の「VBAPRO 給与計算・年末調整」システムをバージョンアップしました。

令和 02 年分の「給与所得の源泉徴収票」について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-166.pdf>

または

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100051.htm>

「寡婦控除」と「ひとり親控除」の税制改正について

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0020004-075.pdf>

または

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020004-145.pdf>

## ■ 給与支払報告書・源泉徴収票の電子提出と「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」について

eLTAX 地方税ポータルシステムから「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」の Excel ファイルが公開されています。このツールは、PCDesk(DL 版)で給与支払報告書・源泉徴収票を提出する際に、市販のソフトウェアで作成した CSV ファイル形式のデータを取り込むことができます。

「VBA 法定調書・電子申告」で作成した CSV ファイルでエラーが表示されてしまう場合に、このツールのガイドンスに従って修正してエラーを解決することができます。

「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」のリリースについて（再掲）より  
<https://www.eltax.lta.go.jp/news/07014>

## ■ 「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」のメニュー

### 給報等統一 CSV データ作成支援ツール

PCDesk(DL版)で、給与支払報告書・源泉徴収票を提出する際に、市販の税務・会計ソフトウェア等で作成したCSVファイル形式のデータを取り込むことができます。本ツールは、CSVファイルを新規に作成する、もしくはCSVファイルの取り込みを行った際に、エラーが表示されてしまい、解決方法がわからないご利用者様向けの「CSVファイル作成支援ツール」です。

以下の手順にしたがって操作を行うことで、「CSVファイル作成用」シートにエラー箇所が赤く表示されます。ガイドンスに沿って修正を行うことで、エラーを解決することができますのでぜひご利用ください。

操作の詳細は、「給報等統一 CSV データ作成支援ツール操作手引書」をご参照ください。

ファイル取込	チェックしたいCSVファイルの取り込みを行います。 ファイル取込時、すでに「CSVファイル作成用」シートに入力(取込)しているデータは削除されます。 取り込んだデータが既定の項目数と異なる場合、「CSVファイル作成用」シートのA列に「※」と表示されます。 ※取り込みを行った際に、漢字などが正しく表示されない場合は、下の「ファイル取込(UTF-8固定)」ボタンで取り込みを行ってください。
データチェック	CSVデータのチェックを行います。 エラーのある項目が赤く表示されますので、「CSVファイル作成用」シート上で修正し、エラーがなくなるまで、データのチェックを行ってください。
ファイル出力	「CSVファイル作成用」シートの内容を基にCSVファイルを作成します。 ※エラーが残っているうちは、CSVファイルの出力はできません。 ※データチェックにてエラーが発生していない場合も自動でデータ補正していることがあります。 そのため、エラーが発生していない場合もファイル出力を行い、PCDesk(DL版)に取り込んでください。

「VBA 法定調書・電子申告」システムの「開始」メニューから作成した CSV ファイルをこのツールに読込してからデータのエラーチェックをすることができます。

## ■ 「給報等統一 CSV データ作成支援ツール」の操作手引書より

### (1) ボタンについて

支援ツールに実装されているボタンについて以下の表に示します。

表 1. 各ボタン

項番	ボタン名	概要
1	ファイル取込	CSV ファイルの取り込みを行います。(※)
2	データチェック	CSV ファイルから取り込んだデータや入力したデータのエラーチェックを行います。
3	ファイル出力	入力したデータの値を CSV ファイルとして出力します。
4	データクリア	CSV ファイルから取り込んだデータや入力したデータをクリアします。
5	ファイル取込(UTF-8 固定)	CSV ファイルの取り込みを行います。(※) (漢字などが正しく表示されない場合のみ使用してください)

## ■ 源泉徴収票と支払調書の電子申告での提出について

税制改正により令和 02 年 1 月（前々年）に提出した令和元年分の「給与所得の源泉徴収票」や報酬や不動産など支払調書の枚数が「100 枚以上」の場合は、令和 04 年 1 月に提出する令和 03 年分の「給与所得の源泉徴収票」や報酬や不動産など支払調書は国税庁の電子申告 e-Tax 又は光ディスク等により提出することが義務となりました。

また税務署へ提出した「給与所得の源泉徴収票」が 100 枚以上である場合は、令和 03 年分「給与支払報告書」の提出についても地方税の電子申告 eLTAX 又は電子媒体を利用した「電子提出」が義務となっています。

### 国税庁ホームページ「e-Tax 又は光ディスク等による提出義務基準の引下げについて」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2019/PDF/16.pdf>

「VBA PRO 年末調整・法定調書」「VAB 報酬・料金等支払調書」「VBA 不動産使用料支払調書」「VAB PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」システムは、令和 03 年 1 月に提出する令和 03 年分「給与所得の源泉徴収票」や報酬や不動産など支払調書から国税庁の電子申告 e-Tax と地方税の電子申告 eLTAX での提出に対応します。

国税庁の電子申告 e-Tax と地方税の電子申告 eLTAX で提出するには「VBA PRO 年末調整・法定調書」「VAB 報酬・料金等支払調書」「VBA 不動産使用料支払調書」「VAB PRO 給与計算・年末調整」「ADO 給与計算・年末調整」システムの「開始」メニューの「電子申告データの保存から年末調整済の令和 03 年分「給与所得の源泉徴収票」や報酬や不動産など支払調書の法定調書のデータを CSV ファイルに保存します。

「VBA 法定調書・電子申告」システムの「開始」メニューの「電子申告データの読込」から CSV ファイルのデータを読込んで、令和 03 年分「給与所得の源泉徴収票」や報酬や不動産など支払調書と令和 04 年分「給与支払報告書」に源泉徴収義務者番号や提出する市区町村のコード番号、生年月日をコード化する作業を行うことになります。

令和 03 年分「給与所得の源泉徴収票」や報酬や不動産など支払調書と令和 04 年分「給与支払報告書」に源泉徴収義務者番号や提出する市区町村のコード番号、生年月日をコード化する作業が完了したら、「VBA 法定調書・電子申告」システムの「開始」メニューの「国税庁 e-Tax データの作成」または「地方税 eLTAX データの作成」から CSV ファイルを作成することができます。

「国税庁 e-Tax データの作成」または「地方税 eLTAX データの作成」から作成した CSV ファイルは、国税庁の e-Tax と地方税の eLTAX のサイトで読込んで電子申告することができます。

### 国税庁ホームページ「e-Tax ソフト(WEB 版)で CSV 読込が便利」

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/teishutsu\\_tirashi.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/teishutsu_tirashi.pdf)

■ 「VAB PRO 年末調整・法定調書」システムの「開始」メニューの「電子申告データの保存」から年末調整済の「給与所得の源泉徴収票」など法定調書のデータを CSV ファイルに保存します。



- 「VBA 法定調書・電子申告」システムの「開始」メニューの「電子申告データの読込」から CSV ファイルの「給与所得の源泉徴収票」や報酬や不動産など支払調書のデータを読込みできます。



- 「VBA 法定調書・電子申告」システムの「給与所得の源泉徴収票」編集用ワークシート

給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書 e-Tax eLTAX用データ

電子申告e-Tax eLTAXのCSVファイル作成用データ

法定調書の提出に必要なデータは補充してください。

給与支払報告書の必須項目は番号が黄色になっていますのでデータが必要です。

データ編集 表示終了

データを住宅借入

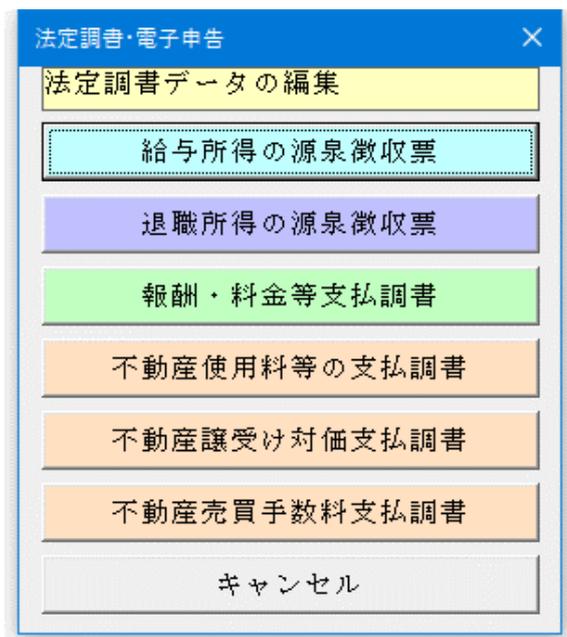
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
整理番号 号1	本支店 等区分 番号	提出義務者の 住所又は所在地	提出義務者の 氏名又は名称	提出義務者の 電話番号	整理番号2	提出者の住所 又は所在地	提出者の氏名 又は名称	訂正表示	年分	支払を受ける者				種別
										住所又は 居所	国外住 所表示	氏名	役職名	
半角・10文字	半角・5文字以下	全角・80文字	全角・30文字	半角・15文字	半角・13文字	全角・80文字	全角・30文字	半角・1文字	半角・2文字	全角・80文字	半角・1文字	全角・30文字	全角・15文字	全角・10文字
06121		東京都株式会社03-1234-00122512						0	02	東京都港0		佐藤 一係長		給与賞与
06121		東京都株式会社03-1234-00122512						0	02	東京都港0		鈴木 次課長		給与賞与
06121		東京都株式会社03-1234-00122512						0	02	東京都練0		高橋 善部長		給与賞与
06121		東京都株式会社03-1234-00122512						0	02	東京都品0		田中 四係長		給与賞与
06121		東京都株式会社03-1234-00122512						0	02	東京都世0		渡辺 太専務		役員報酬

国税庁ホームページの e-Tax のサイト <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

地方税ポータルサイトの eLTAX のサイト <https://www.eltax.lta.go.jp/>

## ■ 「編集」「表示」メニューとデータの入力

### ■ 「編集」メニュー



### ○ 「編集」メニュー

「編集」メニューの「給与所得の源泉徴収票」から年末調整用データの登録と編集をします。

「給与所得の源泉徴収票」  
「退職所得の源泉徴収票」  
「報酬・料金等支払調書」  
「不動産使用料等の支払調書」  
「不動産売買手数料支払調書」  
「不動産譲受け対価支払調書」

のデータを入力することができます。

### ■ 「表示」メニュー



# 「給与所得の源泉徴収票」データの入力

## 「年末調整」のデータ入力用フォーム

年末調整と源泉徴収簿・源泉徴収票

整理番号 1 提出市町村 港区 港区 税務署へ提出する データの検索

郵便番号 567890 住所(住居) 東京都港区六本木

氏名 佐藤 一郎 生年月日 S45.8.15 法人の役員は、源泉徴収票の給与の種別欄に入力して下さい。

年末調整・源泉徴収簿 | 給与所得の源泉徴収票

甲・乙欄区分  甲欄  乙欄

年末調整の計算をする

月別の給与・賞与データ

中途入社の前職分データ

所得金額調整控除の計算

保険料控除の計算

配偶者(特別)控除の計算

扶養・障害者控除の計算

基礎控除の計算

住宅借入金等特別控除の計算

区分	金額	税額
給与・手当等	4,410,000	66,330
賞与等	1,490,000	77,416
計	5,900,000	143,746
給与所得控除後の金額	4,280,000	
所得金額調整控除	0	
給与所得控除後の金額(調整控除後)	4,280,000	
社会保険料控除額	918,755	0
申告控除分	0	
小規模企業共済等掛金控除額	0	
生命保険料控除額	50,000	480,000
地震保険料控除額	35,000	
配偶者(特別)控除額	380,000	0
扶養控除・障害者控除額	920,000	
基礎控除額	480,000	
所得控除額の合計額	2,783,755	
課税給与所得金額	1,496,000	
算出年税額		74,800

社会保険料前職分 0

配偶者の合計所得 480,000

旧長期損害保険料の金額 0

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

「甲・乙欄区分」の「甲欄」と「年末調整の計算をする」にチェックを付けます。

「給与所得の源泉徴収票」のフォームの「毎月の給与と賞与データ」ボタンから、給与と賞与および社会保険料と源泉徴収税額のデータを入力します。

中途入社の人に前職分の源泉徴収票がある場合は「中途入社の前職分データ」ボタンからデータを入力することができます。

「給与所得の源泉徴収簿」で給与と賞与を集計済みの場合は「毎月の給与と賞与データ」ボタンを使用せずに給与と賞与および源泉徴収税額の合計額を入力して年末調整を計算してください。

年末調整と源泉徴収簿・源泉徴収票

整理番号 1 提出市町村 港区 港区 税務署へ提出する データの検索

郵便番号 567890 住所(住居) 東京都港区六本木

氏名 佐藤 一郎 生年月日 S45.8.15 法人の役員は、源泉徴収票の給与の種別欄に入力して下さい。

年末調整・源泉徴収簿 | 給与所得の源泉徴収票

甲・乙欄区分  甲欄  乙欄

年末調整の計算をする

月別の給与・賞与データ

中途入社の前職分データ

所得金額調整控除の計算

保険料控除の計算

配偶者(特別)控除の計算

扶養・障害者控除の計算

基礎控除の計算

住宅借入金等特別控除の計算

区分	金額	税額
配偶者(特別)控除額	380,000	0
扶養控除・障害者控除額	920,000	
基礎控除額	480,000	
所得控除額の合計額	2,783,755	
課税給与所得金額	1,496,000	
算出年税額		74,800
住宅借入金等特別控除額		64,000
年調所得税額(赤字の場合は0)		10,800
年調年税額(年調所得税額×102.1%)		11,000
差引超過額又は不足額		-132,746
超過額の精算		
最後の給与の徴収税額に充当金額	5,620	
未払給与の未徴収税額に充当金額	0	
差引還付する金額	-127,126	
同上的うち		
本年中に還付する金額	-127,126	
翌年において還付する金額	0	
不足額の精算		
最後の給与から徴収する金額	0	
翌年に繰り越して徴収する金額	0	

最初 前へ 次へ 最後 前後のデータに移動します データの編集は「保存」ボタンで確定します。 保存 クリア 終了

年末調整用のデータは

- 「所得金額調整控除の計算」
- 「保険料控除額の計算」
- 「配偶者(特別)控除の計算」
- 「扶養・障害者控除の計算」
- 「基礎控除の計算」
- 「住宅借入金等特別控除の計算」

のボタンをクリックして入力します。

## ■ 「給与所得の源泉徴収票」のデータ入力用フォーム

「給与所得の源泉徴収票」フォームから年末調整の結果や中途退職の人の源泉徴収票、給与の支払を受ける人、控除対象配偶者や扶養親族の個人番号の確認ができます。

「給与所得の源泉徴収票」を作成するために「カナ」「役職」「種別」「摘要」などのデータを追加入力できます。

給与の支払を受ける人のマイナンバーを確認します。

「給与所得の源泉徴収票」の受給者交付用にはマイナンバーは記載されません。

控除対象配偶者と控除対象扶養親族および16歳未満の年少扶養親族のマイナンバーを確認します。

「給与所得の源泉徴収票」の受給者交付用には控除対象配偶者と扶養親族のマイナンバーは記載されません。

「給与所得の源泉徴収票」の税務署提出用には年少扶養親族のマイナンバーは記載されませんが、市区町村提出用の「給与支払報告書」には記載されます。

## ■ 「給与所得に対する源泉徴収簿」での年末調整の計算

甲・乙欄区分  甲欄  乙欄

**年末調整の計算をする** クリック

年末調整の計算前に戻すこともできます。

**月別の給与・賞与データ**

月別の給与と賞与をデータします。

**中途入社の前職分データ**

超過額または不足額を転記します。

所得金額調整控除の計算

保険料控除の計算

配偶者（特別）控除の計算

扶養・障害者控除の計算

基礎控除の計算

住宅借入金等特別控除の計算

### ■ 年末調整の計算をする

給与と賞与の支払金額と社会保険料および徴収税額、保険料控除申告書と配偶者特別控除申告書、扶養控除等（異動）申告書、住宅借入金等特別控除申告書からのデータ入力終了してから「年末調整の計算をする」ボタンをクリックして年末調整の計算を実行します。

「甲・乙欄区分」は甲欄をチェックしてください。  
「乙欄」にチェックが付いていると年末調整の計算を実行できません。

### ■ 年末調整の計算を元に戻す

年末調整の計算

⚠️

すでに年末調整の超過額または不足額が精算済です。年末調整を計算する前に戻しますか？

OK キャンセル

すでに年末調整を実行済の場合に、再度「年末調整の計算をする」ボタンをクリックすると年末調整を実行しない前の状態に戻すことができます。

### ■ 前職分の「給与所得の源泉徴収票」のデータを入力する

中途入社の前職分データの入力

前職分データ

会社・名称	株式会社 東京商事	中途入社で前職からの給与がある人は、前職分の源泉徴収票から支払金額、社会保険料、源泉徴収税額などを入力します。
給与の支払金額	1,065,000	
社会保険料	131,800	
源泉徴収税額	23,000	
前職の退職年月日	R05.05.20	
前職の住所・所在地	東京都新宿区西新宿	

前職分の源泉徴収票がないと年末調整をすることができません。

OK キャンセル

前職分データを入力は、前職分の「給与所得の源泉徴収票」からデータを入力することができます。

■ 「毎月の給与と賞与データ」のデータ入力用フォーム

給与・賞与データの入力

給与・賞与の支払額データ | 源泉所得税額の計算設定 |

年月日	支払金額	社会保険料	差引支払額	扶養	税率	算出税額	年調整不足額	差引徴収税額
1月	R05.01.31	360,000	57,814	302,186	2	5,250	0	5,250
2月	R05.02.28	360,000	57,814	302,186	2	5,250	0	5,250
3月	R05.03.31	360,000	57,814	302,186	2	5,250	0	5,250
4月	R05.04.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
5月	R05.05.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
6月	R05.06.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
7月	R05.07.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
8月	R05.08.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
9月	R05.09.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
10月	R05.10.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
11月	R05.11.30	370,000	57,673	312,327	2	5,620	0	5,620
12月	R05.12.31	370,000	57,673	312,327	2	5,620	-132,746	-127,126
合計		4,410,000	692,499			66,330		

賞与	年月日	支払金額	社会保険料	差引支払額	扶養	税率	算出税額	年調整不足額	差引徴収税額
賞与1	R05.07.02	660,000	100,221	559,779	2	6.126	34,292	0	34,292
賞与2	R05.12.10	830,000	126,035	703,965	2	6.126	43,124	0	43,124
賞与3		0	0	0	2	0.000	0	0	0
賞与4		0	0	0	0	0.000	0	0	0
合計		1,490,000	226,256				77,416		

支払金額から入力すると年月日は参照入力します

データのコピー    データのクリア    給与・賞与は年末調整の「保存」ボタンで確定します    OK    キャンセル

毎月の給与と賞与、社会保険料と源泉徴収税額のデータを入力することができます。

毎月の給与と賞与の計算では「給与所得の源泉徴収税額表」により所得税を源泉徴収しています。

その年の最後の給与または賞与の支払時に、源泉徴収した所得税額とその年の所得税額との過不足額を精算する手続きが「年末調整」になります。

給与・賞与データの入力

給与・賞与の支払額データ | 源泉所得税額の計算設定 |

甲欄の源泉所得税額の計算について

所得税額を自動計算しない

源泉徴収税額表の参照による所得税額の自動計算

電子計算機の特例計算による所得税額の自動計算

1月から12月までの給与の所得税額の計算方法を選択します。自動計算を選択すると賞与には税率を乗じて計算されず、所得税額を直接入力される場合は「所得税額を自動計算しない」を選択してください。

電子計算機の特例計算と源泉徴収税額表の参照による計算では、所得税額に差額が発生します。

年末調整の結果を自動計算

給与12月分で精算

賞与 1回目で精算

賞与 2回目で精算

賞与 3回目で精算

賞与 4回目で精算

年末調整を自動計算しない

年末調整の結果を転記して自動計算します。選択した給与または賞与で加減算されます。

過不足の税額を単独で還付または徴収する場合過不足の税額を翌年に繰り越して還付又は徴収する場合は「年末調整を自動計算しない」を選択してください。

支払金額から入力すると年月日は参照入力します

データのコピー    データのクリア    給与・賞与は年末調整の「保存」ボタンで確定します    OK    キャンセル

源泉所得税の計算では、「源泉徴収税額表の参照」と「電子計算機の特例」または「所得税額を自動計算しない」を選択できます。

源泉所得税の計算に誤りがあった場合は「所得税額を自動計算しない」を選択してください。

「年末調整の結果を自動計算」の選択では、「給与12月」と「賞与1」から「賞与4」で年末調整の過不足額を計算できます。しかし過不足額を翌年に繰り越す場合は「年末調整を自動計算しない」を選択してください。

## ■ 生命保険料・地震保険料・社会保険料・小規模企業共済掛金のデータ入力用フォーム

社会保険料・小規模企業共済掛金・生命保険料・地震保険料の入力

生命保険料控除・地震保険料控除 | 社会保険料控除・小規模企業共済掛金控除

生命保険契約の種類	保険会社等の名称	保険の種類	保険金受取人	続柄	支払保険料
新保険料・一般生命保険					0
新保険料・一般生命保険					0
旧保険料・一般生命保険	日本生命保険	終身		本人	220,000
旧保険料・一般生命保険					0
介護医療保険					0
介護医療保険					0
新保険料・個人年金保険					0
新保険料・個人年金保険					0
旧保険料・個人年金保険	第一生命保険	年金		本人	80,000
旧保険料・個人年金保険					0

地震保険の種類	保険会社等の名称	保険の種類	支払保険料
地震保険	東京海上日動火災保険	地震	35,000
旧長期損害保険			0

生命保険の新保険料は平成24年1月1日以後に契約した保険契約になります。  
平成23年12月31日以前に契約した保険契約の旧保険料と区分して、一般生命保険と介護医療保険および個人年金保険ごとに保険料を入力します。

○ K      キャンセル

### ○ 給与所得者の保険料控除申告書

生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除は「給与所得者の保険料控除申告書」から計算します。

生命保険料は、新保険料等の一般の生命保険料と旧保険料等の一般の生命保険料、介護医療保険料、新保険料等の個人年金保険料と旧保険料等の個人年金保険料の5つに区分して証明額のデータを入力します。

社会保険料・小規模企業共済掛金・生命保険料・地震保険料の入力

生命保険料控除・地震保険料控除 | 社会保険料控除・小規模企業共済掛金控除

社会保険の種類	支払保険料
	0
	0

小規模企業共済等掛金控除	支払保険料
	0

○ K      キャンセル

地震保険料は、地震保険と旧長期損害保険料に区分して証明額のデータを入力します。

社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除のデータを入力します。

### ☆ 生命保険料控除の計算について

平成24年1月1日以後の保険契約等による保険料等（以下「新保険料等」といいます。）は、一般の生命保険料と介護医療保険料および個人年金保険料の区分で控除額を計算して、それぞれ適用限度額は4万円で合計した生命保険料控除額は12万円に拡大されました。

平成23年12月31日以前の保険契約等による保険料等（以下「旧保険料等」といいます。）は、一般の生命保険料と個人年金保険料の区分で控除額を計算して、それぞれ適用限度額5万円で合計した生命保険料控除額は10万円になりました。

このためその年中に支払った生命保険料は、保険契約等の締結時期または変更時期により「新生命保険料」、「旧生命保険料」、「介護医療保険料」、「新個人年金保険料」、「旧個人年金保険料」の5つに区分されます。

## ■ 申告者と配偶者の合計所得金額の入力フォーム

申告者と配偶者の合計所得金額データの入力

申告者の合計所得金額データ | 配偶者の合計所得金額データ

申告者の氏名 佐藤 一郎 S45.8.5

収入金額 必要経費(控除額) 所得金額

給与所得	5,900,000		4,280,000
事業所得	0	0	0
雑所得	850,000	600,000	250,000
配当所得	5,000,000	0	5,000,000
不動産所得	0	0	0
退職所得	0	0	0
上記以外所得	0	0	0
合計所得金額	0	0	9,430,000

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除と配偶者特別控除は適用できません。

他社の給与収入 所得金額調整控除額

0 0

100,000

雑所得をすべて公的年金等で計算する

公的年金等に係る雑所得の公的年金等控除額を計算します。公的年金等控除額は年金受給者の年齢と公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超えると変動します。

特定役員で退職所得を2分の1計算しない

一時所得又は長期譲渡所得は2分の1計算する

退職所得は勤続年数から計算した退職所得控除額を直接入力します。

配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合に配偶者控除が適用できます。給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円を超えると配偶者控除の金額は変動します。

申告者と配偶者の合計所得金額から配偶者控除額と配偶者特別控除額を計算します。

○ K キャンセル

申告者（給与の支払いを受ける人）の事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、その他の所得の収入金額と必要経費を入力して合計所得金額を計算します。

申告者の合計所得金額が900万円を超えると配偶者控除または配偶者特別控除の控除額が変動します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると配偶者控除または配偶者特別控除の適用はありません。

申告者と配偶者の合計所得金額データの入力

申告者の合計所得金額データ | 配偶者の合計所得金額データ

配偶者の氏名 佐藤 洋子 S50.12.14

収入金額 必要経費(控除額) 所得金額

給与所得	850,000		300,000
事業所得	0	0	0
雑所得	0	0	0
配当所得	0	0	0
不動産所得	0	0	0
退職所得	0	0	0
上記以外所得	0	0	0
合計所得金額	0	0	300,000

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除と配偶者特別控除は適用できません。

給与収入と公的年金等がある場合に所得金額調整控除を減算します。

所得金額調整控除額

0

雑所得をすべて公的年金等で計算する

公的年金等に係る雑所得の公的年金等控除額を計算します。公的年金等控除額は年金受給者の年齢と公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超えると変動します。

特定役員で退職所得を2分の1計算しない

一時所得又は長期譲渡所得は2分の1計算する

退職所得は勤続年数から計算した退職所得控除額を直接入力します。

配偶者の合計所得金額が48万円を超えて133万円以下の場合に配偶者特別控除は適用できます。給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円を超えると配偶者特別控除の金額は変動します。

申告者と配偶者の合計所得金額から配偶者控除額と配偶者特別控除額を計算します。

○ K キャンセル

配偶者の事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、その他の所得の収入金額と必要経費を入力して合計所得金額を計算します。

配偶者の合計所得金額が48万円を超えると配偶者控除の適用はありません。

配偶者の合計所得金額が133万円を超えると配偶者特別控除の適用はありません。

### 《ご注意》

申告者の合計所得金額の見積額は2以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合の収入金額と所得金額は2以上の給与の総額により計算します。このため収入金額が850万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合の合計所得金額の見積額は、2以上の給与の給与収入の総額から計算した所得金額調整控除額を差し引いて計算します。このシステムは年末調整の対象となる給与収入が850万円を超えて所得金額調整控除を適用している場合に、2以上の給与収入も加算して所得金額調整控除を再計算します。

2以上の給与収入を加算して850万円を超える場合には、所得金額調整控除は再計算しないのでご注意ください。

申告者と配偶者に退職所得がある場合は、勤続年数から計算した退職所得控除額を差し引く退職所得の計算には対応していないので、その他の所得欄に所得金額を入力してください。

一時所得又は長期譲渡所得は、2分の1を乗じて所得金額を計算しますので「2分の1計算」にチェックを付けてください。

## ■ 配偶者控除または配偶者特別控除の入力フォーム

配偶者控除と配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ | 配偶者特別控除のデータ |

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日	配偶者控除
個人番号	非居住者の区分		
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S50.12.14	区分 一般配偶者
124567890123	30歳未満又は70歳以上		控除額 380,000

老人控除対象配偶者  70才以上で老人控除対象配偶者  
昭和29年1月1日以前に生まれた人

源泉控除対象配偶者

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除の適用はありません。(障害者控除は適用できます。)

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が95万円以下の場合は源泉控除対象配偶者になります。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額	8,280,000
配偶者の合計所得金額	480,000

OK キャンセル

申告者と配偶者の合計所得金額から、配偶者控除の控除額を計算します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者控除は適用がありません。

配偶者の合計所得金額が48万円を超えると、配偶者控除の適用はありません。

### 《ご注意》

「源泉控除対象配偶者」は、申告者の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が85万円以下の場合にチェックを付けることができます。

配偶者控除と配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ | 配偶者特別控除のデータ |

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日
個人番号		
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S50.12.14
124567890123		

配偶者特別控除の適用  
 有  無

配偶者の給与収入	1,030,000	480,000
配偶者の給与以外の所得金額		0
配偶者の合計所得金額		480,000
配偶者特別控除額		0

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除は適用できません。

配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合又は133万円を超える場合は配偶者特別控除は適用できません。

OK キャンセル

「配偶者特別控除の適用」の「有」にチェックを付けます。

申告者と配偶者の合計所得金額から、配偶者特別控除の控除額を計算します。

申告者の合計所得金額が1000万円を超えると、配偶者特別控除は適用がありません。

配偶者の合計所得金額が133万円を超えると、配偶者特別控除の適用はありません。

### 《ご注意》

配偶者が一般障害者または特別障害者に該当する場合は、「扶養・障害者控除」のボタンから入力することができます。

控除対象配偶者として配偶者控除を計算するときのみ障害者控除が適用できますのでご注意ください。(配偶者特別控除として控除額を計算する場合は、障害者控除は適用できません。)

## 配偶者控除・扶養控除・障害者控除のデータ入力用フォーム

申告者・配偶者・扶養控除・障害者控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ | 住所・所得見積額のデータ

申告者の氏名	フリガナ	生年月日	寡婦控除・ひとり親控除	障害者控除
個人番号				
佐藤 一郎	サトウ イチロウ	S45. 8. 15	区分 該当なし	区分 一般障害者
114506789123			控除額	控除額 270,000

世帯主の氏名 佐藤 一郎

続 柄 本人

生年月日は H10. 10. 20 のよう

給与の支払いを受ける人の合計所得金額 8,280,000

配偶者の合計所得金額 480,000

**寡婦控除** 申告者が女性で合計所得金額が500万円以下の寡婦であるときの控除（離婚は子供以外の扶養親族有が要件）

**ひとり親控除** 申告者が子供のいるひとり親で合計所得金額が500万円以下のときの控除

**特別障害者**  
 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人  
 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人  
 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、障害等級が1級の人  
 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人のうち、障害の程度が1級又は2級の人  
 戦傷病者手帳の交付を受けている人のうち、障害の程度が戦傷病者手帳第1号表/2の特別項症から第三項症までの人  
 原子爆弾被害者に対する補償に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人  
 常に就床を要し、複雑な介護を要する人  
 精神又は身体に障害がある65歳以上の人で、市町村長や福祉事務所の認定を受けている人

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

OK キャンセル

### ○ 給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書

配偶者控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除には「給与と所得者の扶養控除等（異動）申告書」から計算します。

### ▼申告者データの入力

給与の支払を受ける人の、寡婦控除、ひとり親控除、障害者控除のデータを入力します。

申告者・配偶者・扶養控除・障害者控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ | 住所・所得見積額のデータ

配偶者の氏名	フリガナ	生年月日	配偶者控除	障害者控除
個人番号		非居住者の区分		
佐藤 洋子	サトウ ヨウコ	S50. 12. 14	区分 一般配偶者	区分 該当なし
124567890123		30歳未満又は70歳以上	控除額 380,000	控除額

源泉控除対象配偶者 給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が95万円以下の人は源泉控除対象配偶者になります。

同一生計配偶者は所得者と生計を一にする配偶者で本年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。

**特別障害者で同居している場合同居特別障害者を選択します。**

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除の適用はありません。（障害者控除は適用できます。）

**老人控除対象配偶者** 70才以上で老人控除対象配偶者  
昭和29年1月1日以前に生まれた人

**年少扶養親族** 16歳未満で年少扶養親族（扶養控除額は0円ですが障害者控除は適用できます）  
平成20年1月2日以後に生まれた人

**特定扶養親族** 19歳以上23才未満で特定扶養親族  
平成13年1月2日から平成17年1月1日までに生まれた人

**老人扶養親族** 70才以上で老人扶養親族  
昭和29年1月1日以前に生まれた人

**同居老親等** 老人扶養親族のうち所得者または配偶者の直系尊属（父母、祖父母など）で同居している人

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

OK キャンセル

### ▼配偶者データの入力

控除対象配偶者の配偶者控除と障害者控除のデータを入力します。

配偶者の氏名、フリガナ、生年月日と個人番号および非居住者の区分を入力します。

申告者・配偶者・扶養控除・障害者控除データの入力

申告者のデータ | 配偶者のデータ | 扶養親族のデータ | 住所・所得見積額のデータ

扶養親族の氏名	フリガナ	生年月日	扶養親族と扶養控除	障害者控除
個人番号	続柄	非居住者の区分		
佐藤 太郎		H9. 3. 26	区分 一般扶養親族	区分
134567891223	長男	30歳以上70歳未満 38万円以下	控除額 380,000	控除額
佐藤 花子		H21. 4. 15	区分 年少扶養親族	区分 一般障害者
145678922345	長女	30歳以上70歳未満 留学生	控除額 0	控除額 270,000

年少扶養親族は5名まで入力できます。

控除対象扶養親族が5名を超える場合または年少扶養親族が5名を超える場合は、源泉徴収簿に控除合計金額で直接入力して下さい。

OK キャンセル

### ▼扶養親族データの入力

控除対象扶養親族および年少扶養親族の扶養控除と障害者控除のデータを入力します。

控除対象扶養親族および年少扶養親族の氏名、フリガナ、生年月日と個人番号および非居住者の区分を入力します。

## ■ 非居住者の区分の入力について

令和 05 年分以降の「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「控除対象扶養親族の区分」の表示が変更されています。

### 控除対象扶養親族の区分

空欄 居住者

- 01 非居住者（30 歳未満又は 70 歳以上）
- 02 非居住者（30 歳以上 70 歳未満、留学生）
- 03 非居住者（30 歳以上 70 歳未満、障害者）
- 04 非居住者（30 歳以上 70 歳未満、38 万円以上送金）

※ 給与所得の源泉徴収票を e-Tax 又は光ディスク等で税務署へ提出する場合、居住者の区分には「00」と記載します。「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいいます。「38 万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者をいいます。  
なお、30 歳以上 70 歳未満の非居住者が上記 02～04 の要件に複数該当する場合はいずれかひとつを記載します。

- ・「(源泉・特別) 控除対象配偶者」の「区分」に「01」から「04」の非居住者が入力された場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」に「○」が表示されます。
- ・「16 歳未満の扶養親族」の「区分」に「01」から「04」の非居住者が入力された場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」に「○」が表示されます。

控除対象配偶と控除対象扶養親族および年少扶養親族の住所又は居所と所得の見積額のデータを入力します。

## ■ 「給与所得者の基礎控除申告書」と「所得金額調整控除申告書」

「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が設けられました。年末調整において基礎控除又は子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

## ■ 「給与所得者の基礎控除申告書」で基礎控除額を計算する

### 給与所得者の基礎控除の入力フォーム

基礎控除申告書データの入力

申告者の合計所得金額 24,561,000

基礎控除額 160,000

基礎控除額は申告者の合計所得金額の見積額が2,400万円超で2,450万円以下の場合32万円、2,450万円超で2,500万円以下の場合16万円、2,500万円を超えると0円になります。

給与等の収入金額が2,000万円を超えると年末調整をすることができません。基礎控除申告書の提出があった場合は基礎控除額の計算をします。

OK キャンセル

基礎控除は、所得者の合計所得金額が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から48万円を限度として、所得者の合計所得金額の見積額に応じた金額を控除します。

### 給与所得者の基礎控除申告書

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	2,280,000	1,516,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		23,045,000
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		24,561,000

○控除額の計算

判定	控除額
<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	
<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	
<input type="checkbox"/> 1,000万円超2,400万円以下	32万円
<input type="checkbox"/> 2,400万円超2,450万円以下	16万円
<input type="checkbox"/> 2,450万円超2,500万円以下	

区分 I

A

(右のA～Cを記載)

基礎控除の額

160,000

※に記載してください。

所得者の合計所得金額の区分の判定及び控除額の記載  
「所得者の合計所得金額の見積額」で計算した合計額を基に「控除額の計算」の表の「判定」欄の「900万円以下 (A)」から「2,450万円超 2,500万円以下」までの該当するチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

「区分 I」欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額の計算において使用します。配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けない場合は「区分 I」欄を記載する必要はありませんが、このシステムでは自動的に表示されます。

### 《ご注意》

「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」は、年末調整で基礎控除、所得金額調整控除、配偶者控除・配偶者特別控除を適用するためには必ず提出しなければなりません。基礎控除は、合計所得金額 2,500万円以下で適用が受けられるので、ほとんどの年末調整対象者は基礎控除申告書部分を記入して提出をする必要があります。

## ■ 「所得金額調整控除申告書」で所得金額調整控除額を計算する

所得金額調整控除は、所得者（その年中の給与の収入金額が 850 万円を超える人に限ります。）が、特別障害者に該当する場合又は年齢 23 歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、その所得者本人の給与所得の金額から 15 万円を限度として、給与の収入金額（その給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 100 分の 10 に相当する金額を給与所得の金額から控除するものです。

同一世帯の夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が 850 万円を超えて、年齢 23 歳未満の扶養親族に該当する子どもがいると、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除を受けることができます。このシステムでは、扶養控除の子どもの氏名と個人番号をリスト選択できますが、扶養控除でない子どもの氏名と個人番号は直接申告書に記入してください。

**所得金額調整控除の要件**

- あなた自身が特別障害者
- 同一生計配偶者が特別障害者
- 扶養親族が特別障害者
- 扶養親族が年齢23歳未満
- 所得金額調整控除は該当しない

所得金額調整控除の「要件」の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件についてチェックを付けます。

所得金額調整控除は、給与等の収入金額が850万円を超える場合に、給与等の収入金額(1,000万円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の10%を給与所得の金額から差し引きます。

同一生計配偶者又は扶養親族氏名: 太田 房夫

上記の者のフリガナ: オオタ フサオ

上記の者の個人番号: 224518520012

上記の者の生年月日: H19.04.25

上記の者の続柄:

上記の者の所得の見積額:

特別障害者に該当する事実:

給与等の収入金額: 9,780,000

所得金額調整控除の控除額: 128,000

### 給与所得者の所得金額調整控除の入力フォーム

「所得金額調整控除の要件」が以下の要件の 2 以上の項目に該当する場合は、いずれか 1 つの項目にチェックを付けます。

- ・ 所得者が特別障害者である
- ・ 同一生計配偶者が特別障害者である
- ・ 扶養親族が特別障害者である
- ・ 年齢 23 歳未満の扶養親族を有する

同一生計配偶者又は扶養親族の氏名のリストから個人番号と生年月日が検索できます。

年末調整では、年末調整の対象となる給与等の収入金額から所得金額調整控除額を計算します。

## 給与所得者の所得金額調整控除申告書

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

○年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者を記載してください。  
 なお「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェック付け記載をすることで差し支えありません。  
 ○年末調整における所得金額調整控除については給与の支払者が計算しますので、この申告書は所得金額調整控除の額を申告する欄はありません。

要件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	(フリガナ)		左記の者の個人番号		左記の者の生年月日		★特別障害者に該当する事実						
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	2	2	4	5	1		8	5	2	0	0	1
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の☆欄及び★欄を記載)	オオタ フサオ	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合は左記の者の住所又は居所		左記の者の住所又は居所		左記の者の住所又は居所							
	<input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満 (右の☆欄のみを記載)	太田 房夫												

### 《ご注意》

「給与所得の源泉徴収票」の「摘要」への特別障害者に該当する人又は年齢 23 歳未満の扶養親族の記載について

- ・ 本人が特別障害者 ⇒ 記載不要（「本人が障害者」の「特別」欄に「○」を付します。）
- ・ 同一生計配偶者が特別障害者 ⇒ 同一生計配偶者の氏名（同配）
- ・ 扶養親族が特別障害者 ⇒ 扶養親族の氏名（調整）
- ・ 扶養親族が年齢 23 歳未満 ⇒ 扶養親族の氏名（調整）

ただし上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が「(源泉・特別) 控除対象配偶者」「控除対象扶養親族」「16 歳未満の扶養親族」に記載されている場合は省略できます。

## ■ 所得金額調整控除と所得者の合計所得金額の見積額

所得金額調整控除には「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」と「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」があります。

### 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除は、給与の収入金額が 850 万円を超える人が特別障害者に該当する場合又は年齢 23 歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合の所得金額調整控除で、年末調整では対象となる給与等の収入金額のみから計算します。ただし、合計所得金額の見積額は 2 以上の給与の支払者から給与の支払を受ける場合の収入金額と所得金額は 2 以上の給与の総額により計算します。このため収入金額が 850 万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合の合計所得金額の見積額は、2 以上の給与の給与収入の総額から計算した所得金額調整控除額を差し引いて計算します。

給与の収入金額（2 以上の給与の総額）が 850 万円を超えて所得金額調整控除を適用できる場合  
 [算式] (給与の収入金額 (※) - 850 万円) × 10% ※ 1,000 万円を超える場合は 1,000 万円

### 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除は、給与所得と公的年金等に係る雑所得の双方を有する人の所得金額調整控除のため年末調整では適用を受けることはできません。ただし、確定申告により所得金額調整控除の適用を受けようとする人が年末調整の際に合計所得金額の見積額を計算するときは、給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除を差し引いて合計所得金額の見積額を計算します。

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超える場合  
 [算式] 給与所得控除後の給与等の金額 + 公的年金等に係る雑所得の金額 - 10 万円

※ 令和 02 年分から公的年金等に係る雑所得の公的年金等控除額の計算が変更されています。

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えますので所得金額調整控除の 10 万円を差し引いて合計所得金額を計算します。

### 所得者の合計所得金額の要件

- ・ 配偶者控除 (1,000 万円)
- ・ 配偶者特別控除 (1,000 万円)
- ・ 源泉控除対象配偶者 (900 万円)
- ・ ひとり親控除 (500 万円)
- ・ 寡婦控除 (500 万円)
- ・ 基礎控除 (2,400 万円)

合計所得金額の見積額の計算表	あなたの合計所得金額データ				配偶者の合計所得金額データ			
	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額
あなたの合計所得金額(見積額)	給与所得 (1)	5,900,000		4,280,000	給与所得 (1)	850,000		300,000
	事業所得 (2)				事業所得 (2)			
	雑所得 (3)	850,000	600,000	250,000	雑所得 (3)			
	配当所得 (4)	5,000,000		5,000,000	配当所得 (4)			
	不動産所得 (5)				不動産所得 (5)			
	退職所得 (6)				退職所得 (6)			
	(1) から (6) 以外の所得の合計額 (7)				(1) から (6) 以外の所得の合計額 (7)			
	所得の合計額			9,430,000	所得の合計額			300,000
	所得金額調整控除(給与)				所得金額調整控除(年金)			
	所得金額調整控除(年金)			100,000	所得金額調整控除(年金)			

■ 「給与所得者の配偶者控除等申告書」で配偶者控除を計算する

「給与所得者の配偶者控除等申告書」で、配偶者控除の控除額を計算します。

配偶者控除・配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ | 配偶者特別控除のデータ |

配偶者の氏名 フリガナ 生年月日 配偶者控除  
 個人番号 非居住者の区分  
 佐藤 洋子 サトウ ヨウコ S50.12.14 区分 一般配偶者  
 個人番号 124567890123  非居住 控除額 260,000

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除は適用がありません。(障害者控除は適用できます。)

老人控除対象配偶者 70才以上で老人控除対象配偶者 昭和28年1月1日以前に生まれた人  源泉控除対象配偶者

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が900万円以下で、配偶者の合計所得金額が95万円以下の場合は源泉控除対象配偶者になります。

給与の支払いを受ける人の合計所得金額 9,280,000  
 配偶者の合計所得金額 300,000

OK キャンセル

所得者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように9,280,000円となり、区分Ⅰは「900万円超950万円以下」でBになります。

申告者の合計所得金額  
 9,280,000円 = 給与所得 4,280,000円 + 不動産所得 5,000,000円

配偶者の合計所得金額 300,000円  
 = 給与所得 300,000円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように300,000円となるため、区分Ⅱは「38万円以下かつ年齢70歳未満」で②になります。

配偶者の合計所得金額は300,000円となるため配偶者控除は適用できます。配偶者控除の控除額は基礎控除申告書の区分ⅠがBと配偶者控除等申告書の区分Ⅱの②から260,000円になります。

給与所得者の配偶者控除等申告書

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,900,000	4,280,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		5,000,000
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		9,280,000

○控除額の計算

判定	控除額
<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	48万円
<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	48万円
<input type="checkbox"/> 1,000万円超2,400万円以下	32万円
<input type="checkbox"/> 2,400万円超2,450万円以下	32万円
<input type="checkbox"/> 2,450万円超2,500万円以下	16万円

基礎控除の額 480,000

※この「控除額の計算」の表を申告に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	850,000	300,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		300,000

判定

<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 <老人控除対象配偶者に該当>	①	配偶者控除
<input checked="" type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	②	配偶者控除
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	③	配偶者特別控除
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	④	配偶者特別控除

区分Ⅱ ②

配偶者控除の額 260,000

配偶者特別控除の額

○区分Ⅱ

区分	①(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」(1)と(2)の合計額) (年収の金額)										
	48万円以下かつ年齢70歳以上かつ年齢70歳未満	48万円以下かつ年齢70歳未満									
①	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
②	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
③	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	7万円	4万円	2万円	1万円

配偶者控除 配偶者特別控除

※この「控除額の計算」の表を申告に記載してください。

■ 「給与所得者の配偶者控除等申告書」で配偶者特別控除を計算する

「給与所得者の配偶者控除等申告書」で、配偶者特別控除の控除額を計算します。

配偶者控除・配偶者特別控除データの入力

配偶者控除のデータ [配偶者特別控除のデータ]

配偶者の氏名 フリガナ 生年月日  
 個人番号 非居住者の区分  
 鈴木 浩子 スズキ ヒロコ S62.12.15  
 個人番号 521478021470  非居住

配偶者特別控除の適用  
 有  無

配偶者の給与取入 1,900,000 1,250,000  
 配偶者の給与以外の所得金額 0  
 配偶者の合計所得金額 1,250,000  
 配偶者特別控除額 110,000

給与の支払いを受ける人の合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者特別控除は適用できません。  
 配偶者の合計所得金額が48万円超で133万円以下の場合に配偶者特別控除は適用できます。

OK キャンセル

所得者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように7,280,000円となるため、区分Ⅰは「900万円以下」でAになります。

申告者の合計所得金額7,280,000円＝給与所得7,280,000円

配偶者の合計所得金額1,250,000円＝給与所得1,250,000円

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額は、下記のように1,250,000円となるため、区分Ⅱは「95万円超125万円以下」で④になります。

配偶者の合計所得金額は1,250,000円となるため配偶者控除は適用がありません。

配偶者特別控除の控除額は、基礎控除申告書の区分ⅠのAと配偶者控除等申告書の区分Ⅱの④の「95万円超125万円以下」の欄から110,000円になります。

給与所得者の配偶者控除等申告書

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	9,230,000	7,280,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		7,280,000

○控除額の計算

判定	区分Ⅰ	基礎控除の額
<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	A	480,000
<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)		
<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)		
<input type="checkbox"/> 1,000万円超2,400万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,400万円超2,450万円以下		
<input type="checkbox"/> 2,450万円超2,500万円以下		

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,900,000	1,250,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		1,250,000

○配偶者控除の適用

<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 《老人控除対象配偶者に該当》	①	配偶者控除
<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	②	配偶者控除
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	③	配偶者特別控除
<input checked="" type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	④	配偶者特別控除

区分Ⅱ ④

区分Ⅱ

区分	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(①)の合計額(②)の金額									配偶者控除の額			
	①	②	③	48万円超 100万円以下	48万円超 105万円以下	48万円超 110万円以下	48万円超 115万円以下	48万円超 120万円以下	48万円超 125万円以下	48万円超 130万円以下	48万円超 133万円以下	配偶者控除	配偶者特別控除
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円		
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円		
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円		

概要 配偶者控除 配偶者特別控除

配偶者特別控除の額 110,000

## ■ (特定増改築) 住宅借入金等特別控除申告書について

住宅を新築または取得や増改築をして住宅ローンがある人は、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除により所得税の還付を受けることができます。この(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除は、居住を開始した最初の年は確定申告が必要になりますが、2年目以降は年末調整で還付を受けることになります。

年末調整による2年目以降の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除は、「給与所得者の(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書」により控除税額を計算します。

令和元年10月1日以後に消費税10%で取得した住宅の新築または購入及び増改築等については、(特定増改築) 住宅借入金等特別控除申告書の様式が変更されています。

### ☆ 消費税が10%で取得した場合の住宅の新築または購入及び増改築等の計算

令和元年10月1日以後入居で消費税が10%(特別特定取得)の場合は、(特定増改築) 住宅借入金等特別控除申告書は、住宅借入金年末残高と住宅借入金等特別控除証明書に記載された「居住用割合」及び「連帯債務割合」から住宅借入金等特別控除額を計算します。

なお11年目から13年目の控除額は申告書から計算ができませんので消費税からの控除額を直接入力します。

### ☆ 消費税が8%または5%で取得した場合の住宅の新築または購入及び増改築等の計算

住宅の新築または購入及び増改築等について令和元年9月30日以前(令和10年10月1日以後入居でも消費税が8%(特定取得))または消費税5%の場合は、住宅借入金年末残高と住宅借入金等特別控除証明書に記載された居住用部分の床面積及び土地面積から計算した「居住用割合」で住宅借入金等特別控除額を計算します。

### ☆ 特定増改築等住宅借入金等特別控除

特定増改築住宅借入金等特別控除(バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事の特定増改築等)を従来の住宅借入金等特別控除に代えて選択した場合は、給与所得の源泉徴収票に表示するために区分と入居年月日の入力及び特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金年末残高を入力してください。

特定増改築等住宅借入金等特別控除(バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事)を選択した場合は、借入金年末残高限度額1,000万円、このうち特定増改築の年末残高は最高250万円まで2%、限度控除額125,000円、控除期間は5年で計算します

### ☆ 連帯債務がある場合

連帯債務による住宅の取得等のための住宅借入金等の年末残高がある場合には、以下のように負担すべき部分の年末残高を計算します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × 控除を受ける人が負担すべき割合(%)

= 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうち控除を受ける人が負担すべき部分の年末残高(円)

### 《ご注意》

家屋の居住用割合と土地等の居住用割合が異なる場合には、税務種から送付された(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除申告書の裏面で計算した居住用割合を入力してください。

(特定増改築等) 住宅借入金等特別の重複適用の特例(中古住宅を取得して増改築など)の計算は対応しません。

平成23年から平成26年の東日本大震災での住宅の再取得等に係る控除額の特例(1.2%)の計算は対応しません。

その家屋に入居後、本年12月31日まで引き続き居住の用に供していない場合は、適用を受けることはできません。ただし、居住の用に供さなくなったことが死亡による場合には、死亡した日まで引き続いて自己の居住の用に供していればその年については死亡した日の住宅借入金等の残高を基に控除を受けることができます。

## 住宅借入金等特別控除のデータ入力用フォーム（令和元年10月1日以降）

住宅借入金等特別控除データの入力

居住開始年度 令和2年（一般特別特定）

住宅借入金等特別控除区分 住（特特）

居住開始年月日 R02.05.28

消費税10%での取得は「一般特別特定」「認定特別特定」「特増特別特定」（特定増改築等）から選択します。消費税10%での取得は「特特」消費税8%での取得は「特」を選択します。一般住宅の新築・取得と増改築は「住」、認定住宅の新築・取得は「認」、特定増改築は「増」になります。

新築・購入及び増改築等に係る住宅借入金等に係る計算	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等	増改築等に係る借入金等に係る計算
家屋と土地等の取得対価又は増改築等の費用の額	10,000,000	11,000,000	21,000,000	0
居住用割合 %	100.0	100.0	100.0	0.00
連帯債務割合 %	50.0	50.0	50.0	0.00
新築・購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	0	0	19,500,000	0
新築・購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高のうち連帯債務残高	0	0	19,500,000	0
家屋と土地等の取得対価及び増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高			9,750,000	
居住用部分の家屋と土地等及び増改築等の額に係る住宅借入金等の年末残高			9,750,000	
家屋と土地等の取得対価又は増改築等の費用の額、居住用割合、連帯債務割合は住宅借入金等特別控除証明書から必ず入力してください。			特定増改築等の費用の額	
11年目から13年目の住宅借入金等特別控除額の計算はできません。消費税10%から計算した控除額を直接入力してください。			特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高(最高25万円)	
(特定増改築等)住宅取得等特別控除額の計算基礎となる住宅借入金等の年末残高			9,750,000	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額			97,500	
年間所得の見積額			4,280,000	

### ○ 給与と所得者の住宅借入金等特別控除申告書のデータ入力

「居住開始年度」消費税 10%での取得は「一般特別特定」「認定特別特定」「特増特別特定」(特定増改築等)から選択します。

「控除区分」一般住宅の新築・取得と増改築は「住」、認定住宅の新築・取得は「認」、特定増改築は「増」になります。消費税 10%での取得は「特特」を選択します。

## (特定増改築) 住宅借入金等特別控除申告書（令和元年10月1日以降）

令和3年分 給与と所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	サンプルデータ		(フリガナ) あなたの氏名		給与の支払者の住所	
					サトウ イチロウ	佐藤 一郎	東京都港区六本木

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			D 増改築等に係る借入金等の計算
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	
① 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金)	( )	( )	( 19,500,000 )	( )
② 住宅借入金等の年末残高(①のうち連帯債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	( 50.0 % )	( 50.0 % )	( 50 % )	( % )
③ ②と証明事項の取得価額の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ないほうの金額			9,750,000	
④ ③ × 「居住用割合」	( 100.0 % )	( 100.0 % )	( 100.0 % )	( % )
⑤ 借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	9,750,000		4,280,000	
⑥ 特定増改築等の費用の額(注2)				
⑦ 特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑥と⑤の少ない方)(注2)				
⑧ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑦ × %)			97,500	

### ○ 給与と所得者の住宅借入金等特別控除申告書

年末調整では、税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」から計算します。

令和元年10月1日以後に消費税10%で取得した住宅の新築または購入及び増改築等については、家屋と土地等の取得対価又は増改築等の費用の額、居住用割合、連帯債務割合は(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書から入力します。

### 《ご注意》

令和元年10月1日以後の計算は消費税 10%で特別特定取得した場合で、経過措置により消費税 8%で取得した場合は令和元年9月30日まで計算になります。

11年目から13年目の住宅借入金等特別控除額の計算はできません。消費税 10%から計算した控除額を直接入力してください。

令和3年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

令和 年 月 日

税務署長

(証明事項) (令和 年中居住者用)

居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合	取得対価の額	居住用割合	連帯債務割合
R02.05.28	10,000,000	100.0 %	50.0 %	11,000,000	100.0 %	50.0 %

(参考) 適用前年分の控除額 各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。

住宅借入金等特別控除のデータ入力用フォーム（令和元年9月30日以前）

住宅借入金等特別控除データの入力

居住開始年度 平成26年(一般) 消費税10%での取得は「一般特別特定」「認定特別特定」「特増特別特定」(特定増改築等)から選択します。消費税8%での取得は「特」を選択します。

住宅借入金等特別控除区分 住 消費税10%での取得は「特特」消費税8%での取得は「特」を選択します。一般住宅の新築・取得と増改築は「住」認定住宅の新築・取得は「認」特定増改築は「増」になります。

居住開始年月日 H28.10.25

新築又は購入に係る借入金等に係る計算	住宅のみ	土地等のみ	住宅及び土地等
新築又は購入に係る借入金等の年末残高	0	0	13,800,000
家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	31,000,000
居住用部分の床面積又は土地等の面積	84.00	98.00	84.00
家屋の総床面積又は土地等の総面積	120.00	140.00	120.00
居住用部分の占める割合 %			70.0
家屋の取得対価の額に係る借入金等の年末残高			13,800,000
居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高			9,880,000

家屋又は土地等の取得対価の額、居住用部分の床面積又は土地等の面積、家屋の総床面積又は土地等の総面積は住宅借入金等特別控除証明書から必ず入力してください。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算基礎となる住宅借入金等の年末残高	9,880,000	特定増改築等住宅借入金等特別控除(バリアフリー改修工事、省エネルギー改修工事、多世帯間居改修工事)を適用した場合は、借入金年末残高限度額1,000万円、そのうち特定増改築の年末残高は最高200万円まで2%、限度控除額125,000円、控除期間は5年で計算します。
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	98,800	
年間所得の見積額	5,119,000	

○ K キャンセル

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書のデータ入力

「居住開始年度」  
消費税8%での取得は「一般特別」「認定特別」「特増特別」(特定増改築等)から選択します

「控除区分」  
一般住宅の新築・取得と増改築は「住」認定住宅の新築・取得は「認」、特定増改築は「増」になります。  
消費税8%での取得は「特」を選択します。

(特定増改築)住宅借入金等特別控除申告書（令和元年9月30日以前）

令和3年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

税務署長宛	給与の支払者の名称(氏名)	サンプルデータ	(フリガナ) あなたの氏名
		給与の支払者の法人番号	
	給与の支払者の所在地(住所)	神奈川県	あなたの住所又は居所 東京都練馬区練馬

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算	
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	項 目	金額等
① 新築又は購入に係る借入金等の年末残高			13,800,000	増改築等に係る借入金等の計算	⑥
② 家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	31,000,000	増改築に要した費用の額	⑦
③ 家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	84.00 120.00 = 70.0	98.00 140.00 = 70.0	84.00 120.00 = 70.0	増改築の費用の額のうち居住用部分の費用の額	⑧
④ 取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)			13,800,000	増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑨
⑤ 居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)			9,660,000	居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑧×③)	⑩
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	9,660,000	年間所得の見積額	5,119,000	連帯債務による住宅借入金等の年末残高	
特定増改築の費用の額(備考の(注1)参照)		備考			
特定増改築の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑩と⑪の少ない方)(備考の(注2)参照)					
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑩×%)	96,600				

(注1) C欄の③の記入に当たっては、裏面の「※C欄の③の記入について」をお読みください。  
(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けない方は、⑩欄及び⑪欄の記入の必要はありません。

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

年末調整では、税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」から計算します。

令和元年9月30日以前に消費税8%で取得した住宅の新築または購入及び増改築等については、家屋又は土地等の取得対価の額、居住用部分の床面積又は土地等の面積、家屋の総床面積又は土地等の総面積は住宅借入金等控除証明書から必ず入力してください。

《ご注意》

平成26年4月1日以後の計算は消費税8%で特別特定取得した場合、経過措置により消費税5%で取得した場合は平成26年3月31日までの計算になります。

令和3年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

東京都練馬区練馬

高橋 幸子 様

左記の方が、平成 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

平成 年 月 日

税務署長

項目	新築又は購入した家屋に係る事項		増改築等をした部分に係る事項	
	家 屋	土 地 等	項 目	増 改 築 等
居住開始年月日	H26.10.25		居住開始年月日	
家屋又は土地等の取得対価の額	14,000,000	17,000,000	増改築等の費用の額	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	84.00	98.00	のうち居住用部分の費用の額	
⑩又は⑪のうち居住用部分の床面積又は面積	120.00	140.00	特定増改築の費用の額	
			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	

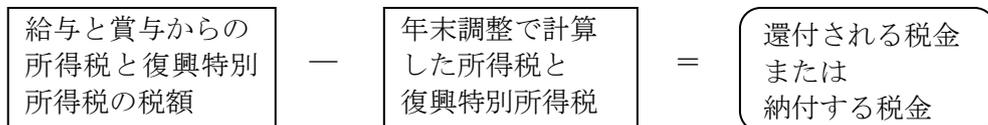
■ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の控除率と限度額

令和 05 年分の年末調整で適用できる(特定増改築等)住宅借入金等特別控除					
居住開始年		控除期間	住宅借入金等の年末残高限度額	借入金年末残高への控除率	年間の控除限度額
平成 26 年	H26.1.1 から H26.3.31 まで	10 年間	2,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	20 万円
			3,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	30 万円
	H26.4.1 から H26.12.31 まで 特定取得 (消費税 8%)	10 年間	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
平成 27 年から平成 30 年 特定取得		10 年間	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
令和元年	R01.1.1 から R01.9.30 まで 特定取得	10 年間	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
	R01.10.1 から R01.12.31 まで 特別特定取得 ※ (消費税 10%)	5 年間 (特定増改築等)	1,000 万円	特定増改築 250 万円まで 2.0% 増改築部分 1.0%	12.5 万円
		13 年間のうち 1~10 年目	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
		5 年間 (特定増改築等)	1,000 万円	特定増改築 250 万円まで 2.0% 増改築部分 1.0%	12.5 万円
令和 02 年 特別特定取得 ※	13 年間または 10 年間のうち 1~10 年目 11 年目以降は 限度額選択	10 年間	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
	5 年間 (特定増改築等)	1,000 万円	特定増改築 250 万円まで 2.0% 増改築部分 1.0%	12.5 万円	
令和 03 年 特別特定取得 ※	13 年間または 10 年間のうち 1~10 年目 11 年目以降は 限度額選択	10 年間	4,000 万円	一般の住宅 10 年間 1.0%	40 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 10 年間 1.0%	50 万円
	5 年間 (特定増改築等)	1,000 万円	特定増改築 250 万円まで 2.0% 増改築部分 1.0%	12.5 万円	
令和 04 年 特別特定取得 ※	13 年間	13 年間	3,000 万円	一般の住宅 13 年間 0.7%	21 万円
			5,000 万円	認定長期優良・認定低炭素住宅 13 年間 0.7%	35 万円
			4,500 万円	特定エネルギー消費性能向上住宅 13 年間 0.7%	31.5 万円
			4,000 万円	エネルギー消費性能控除住宅 13 年間 0.7%	28 万円

- ※ 令和元年10月1日以後の特別特定取得の計算は消費税10%で取得した場合で、経過措置により消費税8%で取得した場合は令和元年9月30日までの特定取得の計算になります。
- ※ 令和03年に入居した場合は、新築（注文住宅）では令和2年9月30日までに契約したときに、分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等では令和2年11月30日までに契約して令和03年3月31日までに入居したときに控除期間が13年間になります。
- ※ 令和02年または令和03年に入居した場合は、11年目から13年目は次のいずれか少ない額が控除限度額となります。
  - ① 年末残高等〔上限4,000万円または5,000万円〕×1%
  - ②  $(\text{住宅取得等対価の額} - \text{消費税額}) \times 2\% \div 3$   
この場合の「住宅取得等対価の額」は、補助金及び住宅取得等資金の贈与の額を控除しないで計算した金額をいいます。
- ※ 住宅借入金等特別控除について「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」に該当する場合、「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」の「住宅借入金等特別控除区分（1回目、2回目）」に「住（特家）」、「認（特家）」、「震（特家）」を追加しました。  
（「特例居住用家屋」又は「特例認定住宅等」とは、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満で令和5年12月31日以前に建築基準法第6条第1項の規定による建築確認を受けた家屋です。）

## ■ 年末調整で所得税と復興特別所得税を精算する

サラリーマンは、毎月の給与と定期の賞与から差し引かれる源泉徴収により所得税を納めています。しかし源泉徴収されるのは仮に計算した所得税なので、その1年間の合計額とサラリーマンが本来納めなければならない所得税とは一致しません。そのためその年の最後の給与または賞与の支払時に、源泉徴収された所得税とその年の本来の所得税との過不足額を精算する手続きが年末調整になります。



### ● 年末調整用の申告書

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」「給与所得者の保険料控除申告書」「給与所得者の配偶者特別控除申告書」「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」から所得控除と税額控除の金額を計算します。

## ■ 年末調整の計算手順

### ★ 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「本年分の給与の総額」を「給与所得控除後の給与等の金額の表」に当てはめて、「給与等の金額」に対応した「給与所得控除後の給与等の金額」を求めます。

$$\text{給与所得控除後の給与等の金額} = \text{本年分の給与の総額} - \text{給与所得控除額}$$

### ★ 課税給与所得金額の計算

「給与所得控除後の給与等の金額」から「所得控除額の合計額」を控除して「課税給与所得金額」を計算します。（課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その1,000円未満の端数は切捨てます。）

$$\text{課税給与所得金額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額} - \text{所得控除額の合計額}$$

### ★ 算出所得税額と年調所得税額および年調年税額の計算

「年調年税額」は「課税給与所得金額」について「年末調整のための所得税額の速算表」を使用して「算出所得税額」求めてから、住宅借入金等特別控除を差し引いた「年調所得税額」から102.1%を乗じて「年調年税額」を計算します。（年調年税額に100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切捨てます。）

$$\text{算出所得税額} = \text{課税給与所得金額} \times \text{所得税率}$$

$$\text{年調所得税額} = \text{算出所得税額} - \text{住宅借入金等特別控除額}$$

$$\text{年調年税額} = \text{年調所得税額} - 102.1\% \text{ (復興特別所得税)}$$

### ★ 過不足額の精算と還付又は徴収

年調年税額と源泉徴収税額の合計額を比較して、個人別に所得税の過不足額を計算し超過額の還付または不足額の徴収をします。

$$\text{所得税の超過額} = \text{源泉徴収税額の合計額} - \text{年調年税額}$$

$$\text{所得税の不足額} = \text{年調年税額} - \text{源泉徴収税額の合計額}$$

## ☆ 復興特別所得税の計算

所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収して源泉所得税の法定納期限までに納付します。

復興特別所得税額は、課税標準であるその年分の基準所得税額から次の算式で求めます。

復興特別所得税額 = 基準所得税額 × 2.1%

## ★ 年末調整の超過額または不足額を「単独年調」で処理する場合のご注意

年末調整の超過額または不足額を給与または賞与以外で還付または徴収する「単独年調」で処理する場合は、支払金額がない「賞与 3」または「賞与 4」で精算する処理を選択してください。

年末調整の超過額または不足額は、給与または賞与とは別に単独で還付または徴収することになります。

## ★ 年末調整後に給与または賞与の支払いがあった場合のご注意

年末調整の終了後に給与または賞与の追加支払いがあった場合には、給与明細書または賞与明細書に追加支払分データの入力後に「年末調整の計算実行」ボタンから年末調整の再計算を実行してください。

給与明細書または賞与明細書に追加支払分データの入力後に「年末調整の計算実行」ボタンから年末調整の再計算を実行しない場合は、「給与所得の源泉徴収票」の給与の支払金額と給与所得控除後の金額の計算に不一致が発生しますのでご注意ください。

■ 令和 02 年分からの給与所得の金額の計算表

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与等の金額
～550,999 円	0 円
551,000 円～1,618,999 円	収入金額－550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×2.4+100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×2.8－80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円	収入金額÷4 = ,000 円 (千円未満の端数切捨て) ⇒ ,000 円×3.2－440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円	収入金額×0.9－1,100,000 円
8,500,000 円～	収入金額－1,950,000 円

※ 令和 02 年分から給与収入が 850 万円を超えると給与所得控除の上限は 195 万円になります。

■ 令和 02 年分からの年末調整のための算出所得税額の速算表

課税給与所得金額 (A)	税率	控除額	税額の計算式
195 万円以下	5%		(A) ×5%
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円	(A) ×10%－ 97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円	(A) ×20%－ 427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円	(A) ×23%－ 636,000 円
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	(A) ×33%－ 1,536,000 円
1,800 万円超 1,805 万円以下	40%	2,796,000 円	(A) ×40%－ 2,796,000 円

※ 課税給与所得金額が 18,050,000 円を超える人は年末調整の対象とはなりません。

■ 令和 02 年分からの基礎控除額の表

所得者の合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円

※ 合計所得金額が 2,500 万円を超えると基礎控除の適用を受けることはできません。

■ 令和 02 年分からの所得控除等を受けるための扶養親族等の合計所得金額要件等

扶養親族等の区分	合計所得金額要件
同一生計配偶者	48 万円以下
扶養親族	48 万円以下
源泉控除対象配偶者	95 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48 万円超 133 万円以下
勤労学生	75 万円以下

※ 同一生計配偶者、扶養親族、源泉控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び勤労学生の合計所得金額要件がそれぞれ 10 万円引き上げられました

※ 配偶者特別控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分も 10 万円引き上げられています。

■ 令和 02 年分からの配偶者控除と配偶者特別控除

	所得者が給与所得だけの 場合の給与等の収入金額	所得者の合計所得金額			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の 配偶者の給与等の収入金額
		900 万円以下 (1,095 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,095 万円超 1,145 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,145 万円超 1,195 万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円以下
	老人控除対象配偶者	48 万円	32 万円	16 万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48 万円超 95 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円	1,030,000 円超 1,500,000 円以下
	95 万円超 100 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円	1,500,000 円超 1,550,000 円以下
	100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円	1,550,000 円超 1,600,000 円以下
	105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円	1,600,000 円超 1,667,999 円以下
	110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円	1,667,999 円超 1,751,999 円以下
	115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円	1,751,999 円超 1,831,999 円以下
	120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円	1,831,999 円超 1,909,999 円以下
	125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円	1,909,999 円超 1,971,999 円以下
	130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円	1,971,999 円超 2,015,999 円以下
133 万円超	0 円	0 円	0 円	2,015,999 円超	

※ 老人控除対象配偶者は、控除対象配偶者のうち年齢 70 歳以上の人をいいます。

合計所得金額が 1,000 万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

所得金額調整控除の適用がある場合は、所得者の給与等の収入金額には 15 万円を加えます。

## ■ ひとり親控除と寡婦控除

### 未婚のひとり親に対するひとり親控除

所得者がひとり親（現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人のうち、下記の要件を満たす人をいいます。）である場合には、ひとり親控除として 35 万円が控除されます。

- イ その人と生計を一にする子（合計所得金額 48 万円以下）を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

### 生計を一にする子がいない場合の寡婦控除

所得者が（「ひとり親」に該当せずに次のいずれかに当てはまる人をいいます。）寡婦である場合には、寡婦控除として 27 万円が控除されます。

夫と離婚した後婚姻をしていない人で、次のイ、ロ及びハのいずれにも該当する人

- イ 扶養親族を有すること。
- ロ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ハ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死の明らかでない人で、次のイ及びロのいずれにも該当する人

- イ 合計所得金額が 500 万円以下であること。
- ロ その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。

※ 給与所得だけの場合は、給与の収入金額が 6,777,778 円以下であれば合計所得金額が 500 万円以下となります。

### 《ご注意》

「ひとり親控除」と「寡婦控除」は、令和 02 年分の年末調整から適用されることになっています。通常は年初に「令和 02 年分 給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していますが、この税制改正により年末調整で「ひとり親控除」と「寡婦控除」が適用される人はこの申告書を訂正する必要があります。具体的には、「令和 02 年分 年末調整時に異動申告書」を提出（当初の申告書を訂正）することになります。

「給与所得の源泉徴収票」の「摘要」への改正前の寡婦控除、寡夫控除又は寡婦控除の特例の適用がある場合（中途退職した人や年末調整の対象とならない人）は、「○」を付さずに摘要に次のように記載します。

- ・改正前の寡婦控除（寡婦） ⇒ 旧寡婦
- ・改正前の寡夫控除（寡夫） ⇒ 旧寡夫
- ・改正前の寡婦控除の特例（特別の寡婦） ⇒ 旧特別の寡婦



「給与所得の源泉徴収票・給与支払報告書」は俸給、給与、賃金、歳費、賞与、その他給与の支払をする場合に、給与の支払者が作成します。

年末調整の終了後に源泉徴収票・給与支払報告書を作成します。税務署提出分は3枚、その他の場合は2枚作成します。

源泉徴収票の1枚は本人に交付します。源泉徴収票の1枚は翌年の1月31日までに税務署に提出します。給与支払報告書の1枚は市区町村に提出します。

### ●「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出

「給与所得の源泉徴収票」は、支払を受ける人や支払金額によって税務署に提出する範囲が違ってきます。

支払を受ける人の区分		提出範囲
年末調整をした人	法人の役員（役員であった者）	給与等の金額が <b>150万円</b> を超えるもの
	弁護士、司法書士、税理士等 （給与として支払っている場合）	給与等の金額が <b>250万円</b> を超えるもの
	上記以外の者	給与等の金額が <b>500万円</b> を超えるもの
年末調整をしなかった人	「給与所得者のその年中に退職した者など 扶養控除等申告書」を提出した者	給与等の金額が <b>250万円</b> を超えるもの 法人の役員の場合は <b>50万円</b> を超えるもの
	給与等の金額が 2,000万円を超えるため年末調整をしなかった者	全部
	「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった者（乙欄、丙欄の適用者）	給与等の金額が <b>50万円</b> を超えるもの

### ●「給与支払報告書」の市区町村への提出

「給与支払報告書」は、すべての人について作成して「給与支払報告書総括表」といっしょに市区町村に提出します。ただし、退職した年に支払った給与と賞与の支払金額が30万円以下のときは提出を省略できます。

■ 「給与所得の源泉徴収票」(国税庁) と 「給与支払報告書」(総務省)

令和2年分		給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所 東京都渋谷区代々木	受給者番号 201	個人番号 218147369456
氏名	フリガナ スズキ シロウ	氏名	鈴木 次郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額
役員報酬	8,230,000	6,307,000	2,717,807
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	配偶者(特別)控除の額	障害者の数(本人を除く)
有	110,000	110,000	2
社会保険料等の金額	1,232,807	生命保険料の控除額	120,000
		医療保険料の控除額	15,000
		住宅借入金等特別控除の額	
源泉徴収額			296,300
新生命保険料の金額	60,000	旧生命保険料の金額	40,000
介護医療保険料の金額		介護医療保険料の金額	80,000
新個人年金保険料の金額		新個人年金保険料の金額	
旧個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額	120,000
氏名	鈴木 浩子	配偶者の合計所得	1,250,000
氏名	鈴木 大輔	基礎控除の額	
氏名	鈴木 京子	所得金額調整控除額	
氏名			
氏名			
氏名			
中途就・退職		受給者生	昭和 50 6 12
個人番号又は法人番号	9654781025471		
住所(居所)又は所在地	横浜市		
氏名	サンプルデータ株式会社		

「給与所得控除後の金額」から「給与所得控除後の金額(調整控除後)」に変更されています。

所得金額調整控除の適用がある場合  
 ・特別障害者の同一生計配偶者 ⇒ 氏名(同配)  
 ・特別障害者又は23歳未満の扶養親族⇒氏名(調整)  
 ただし「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が記載されている場合は省略できる。

「基礎控除の額」と「所得金額調整控除額」の欄が追加されています。  
 ただし基礎控除の額が48万円の場合には、「基礎控除の額」は記載する必要はありません。

「寡婦控除」と「ひとり親控除」に変更されています。  
 受給者生年月日を元号で表示するように変更されています。

令和3年1月		給与支払報告書	
支払を受ける者	住所 東京都渋谷区代々木	受給者番号 201	個人番号 218147369456
氏名	フリガナ スズキ シロウ	氏名	鈴木 次郎
種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額
役員報酬	8,230,000	6,307,000	2,717,807
源泉控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	配偶者(特別)控除の額	障害者の数(本人を除く)
有	110,000	110,000	2
社会保険料等の金額	1,232,807	生命保険料の控除額	120,000
		医療保険料の控除額	15,000
		住宅借入金等特別控除の額	
源泉徴収額			296,300
新生命保険料の金額	60,000	旧生命保険料の金額	40,000
介護医療保険料の金額		介護医療保険料の金額	80,000
新個人年金保険料の金額		新個人年金保険料の金額	
旧個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額	120,000
氏名	鈴木 浩子	配偶者の合計所得	1,250,000
氏名	鈴木 大輔	基礎控除の額	
氏名	鈴木 京子	所得金額調整控除額	
氏名			
氏名			
中途就・退職		受給者生	昭和 50 6 12
個人番号又は法人番号	9654781025471		
住所(居所)又は所在地	横浜市		
氏名	サンプルデータ株式会社		

令和3年1月の提出分より e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準が100枚以上に引き下げられました。

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が100枚以上(現行:1,000枚以上)である法定調書については、令和3年1月1日以降、e-Tax 又は光ディスク等による提出が必要となります。  
 提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行います。

令和元年に提出した平成30年分「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年に提出する令和02年分「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax 又は光ディスク等により提出する必要があります。  
 給与支払報告書も地方税ポータルシステム(eLTAX)で提出する必要があります。

この詳細は下記国税庁ホームページで確認できます。  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/hikarigimu.pdf>

○ 給与所得に対する所得税源泉徴収簿

毎月の給与と賞与、社会保険料と源泉徴収税額と年末調整のデータから「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」を作成します。

「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」では年末調整の対象となる「本年分の給与の総額」と「給与からの控除分の社会保険料」「源泉徴収税額の合計額」を集計します。（「給与所得に対する源泉徴収簿」は、「一人別徴収簿」とも呼ばれます。）

令和5年分 サンプルデータ株式会社										氏名 佐藤 一郎		整理番号	
所属 営業1課 係長 住居 (郵便番号) 567890 東京都港区六本木										氏名 佐藤 一郎		(生年月日) S45.8.15	
区分	支払日	支払金額	社会保険料の控除	社会保険料控除	地震保険料控除	年末調整による控除	源泉徴収税額	引当金	引当金	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
1	205.01.31	360,000	57,814	302,186	2		5,250		5,250				
2	205.02.28	360,000	57,814	302,186	2		5,250		5,250				
3	205.03.31	360,000	57,814	302,186	2		5,250		5,250				
4	205.04.30	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
5	205.05.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
6	205.06.30	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
7	205.07.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
8	205.08.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
9	205.09.30	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
10	205.10.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
11	205.11.30	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
12	205.12.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
計		4,410,000	692,499	3,717,501			66,330		66,330				
賞与	205.07.02	660,000	100,221	559,779	2		34,292		34,292				
	205.12.10	830,000	126,035	703,965	2		43,124		43,124				
計		1,490,000	226,256	1,263,744			77,416		77,416				

区分	支払日	支払金額	社会保険料の控除	社会保険料控除	地震保険料控除	年末調整による控除	源泉徴収税額	引当金	引当金	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額
1	205.01.31	360,000	57,814	302,186	2		5,250		5,250				
2	205.02.28	360,000	57,814	302,186	2		5,250		5,250				
3	205.03.31	360,000	57,814	302,186	2		5,250		5,250				
4	205.04.30	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
5	205.05.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
6	205.06.30	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
7	205.07.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
8	205.08.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
9	205.09.30	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
10	205.10.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
11	205.11.30	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
12	205.12.31	370,000	57,673	312,327	2		5,620		5,620				
計		4,410,000	692,499	3,717,501			66,330		66,330				
賞与	205.07.02	660,000	100,221	559,779	2		34,292		34,292				
	205.12.10	830,000	126,035	703,965	2		43,124		43,124				
計		1,490,000	226,256	1,263,744			77,416		77,416				

※ 税務署の「年末調整のしかた」では、超過額には△は付いていませんが、計算のために超過額にはマイナスの△を付けています。

年末調整用の申告書	計算する所得控除と税額控除
給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除の計算
給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除の計算
給与所得者の基礎控除申告書	基礎控除の計算
給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除の計算
給与所得者の所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除の計算
給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の計算 ※必要な人のみ

※ 前職からの給与がある中途入社の方は、前職分の給与所得の源泉徴収票が必要です。

年末調整は、給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している人について行います。「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、扶養親族がいない人でも提出する必要があります。

■ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除を計算します。

令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

源泉控除対象配偶者とマイナンバー

控除対象扶養親族とマイナンバー

障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生控除の適用

年少扶養親族とマイナンバー

西暦記号等	給与の支払者の名称(氏名)	サンプルデータ株式会社	あなたの氏名(フリガナ)	サトウ イチロウ	生年月日	S45.8.15	扶		
税務署共	給与の支払者の法人番号(法人番号)	9 6 3 2 4 5 1 1 2 8 5 2 0 3	あなたの個人番号	1 1 4 5 0 6 7 8 9 1 2 3	あなたの住所	〒567890 東京都港区六本木	扶		
市区町村役	給与の支払者の所在地(住所)		あなたの住所又は居所	〒567890 東京都港区六本木	配偶者の有無	無	扶		
あなたに源泉控除対象配偶者や扶養控除がなく、かつ、あなたが障害者、老年人、寡婦、寡夫又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。									
本人	氏名(フリガナ)	個人番号	老人扶養親族	本年中の所得の見積額	非居住者である親族を許すに於ける事項	住所又は居所	異動月日及び事由		
源泉控除対象配偶者	サトウ ヨウコ	1 2 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	特定扶養親族		○				
主たる	佐藤 洋子	S50.12.14							
控除対象扶養親族	佐藤 太郎	長男							
から控除を受ける									
障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生	障害者	一般の障害者	○	1	ひとり親				
	特別障害者				勤労学生				
	同居特別障害者								
他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	控除を受ける他の所得者	氏名	あなたの続柄	住所又は居所	異動月日及び事由
○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)	氏名	個人番号	生年月日	住所又は居所	控除対象外国扶養親族	本年中の所得の見積額	異動月日及び事由		
未成年の親	佐藤 花子	1 4 5 6 7 8 9 2 2 3 4 5	長女	H21.4.15					
送還手当等を名義に配偶者・扶養親族	氏名(フリガナ)	個人番号	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	本年中の所得の見積額	障害者区分	異動月日及び事由

給料や賞与から源泉徴収する所得税及び復興特別所得税の額は、「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表)または「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して求めることになります。

▼ 扶養控除額等の一覧

扶養控除等の区分		控除額
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000 円
	老人控除対象配偶者 (70 歳～)	480,000 円
扶養控除	年少扶養親族 (0 歳～15 歳)	0 円
	一般の控除対象扶養親族 (16 歳～18 歳)	380,000 円
	特定扶養親族 (19 歳～22 歳)	630,000 円
	一般の控除対象扶養親族 (23 歳～69 歳)	380,000 円
	老人扶養親族 (70 歳～)	同居老親等以外の者 480,000 円 同居老親等 580,000 円
障害者控除	一般の障害者	270,000 円
	特別障害者	400,000 円
	同居特別障害者	750,000 円
ひとり親控除		350,000 円
寡婦控除		270,000 円
勤労学生控除		270,000 円
基礎控除 (合計所得金額 2,400 万円以下の人)		480,000 円

■ 「給与所得者の保険料控除申告書」

「給与所得者の保険料控除申告書」は生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除を計算します。

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	サンプルデータ株式会社	(フリガナ)	サトウ イチロウ
港	あなたの氏名	佐藤 一郎	あなたの住所又は居所	東京都港区六本木
税務署長	給与の支払者の所在地(住所)			

生命保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者氏名	保険金等の受取人氏名	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後金額)(a)	新設の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後金額)(a)	地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の対象となった地震等が発生した地域等に居住している者等が利用している者等の氏名	あなたが支払った地震保険料等の金額(分配を受けた剰余金等の控除後金額)(b)	地震保険料控除額
一般の生命保険料									東京海上日動火災保険	地震	旧長期		35,000		
Aのうち地震保険料の金額の合計額														B	35,000
Aのうち旧長期損害保険料の金額の合計額														C	
Bの金額 (最高50,000円)														Cの金額 (Cの金額が10,000円を超える場合にはA×1/2+5,000円)	
地震保険料控除額														35,000	円+

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	氏名	あなたと被保険者の関係
合計(控除額)				

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが支払った掛金の金額
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)		

計算式 I (新保険料等用)	計算式 II (旧保険料等用)	生命保険料控除額
A,C又はDの金額	B又はEの金額	計(①+②+③) (最高120,000円)
20,000円以下	25,000円以下	50,000
20,001円から40,000円まで	25,001円から50,000円まで	
40,001円から80,000円まで	50,001円から100,000円まで	
80,001円以上	100,001円以上	

◎ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

▼ 保険料控除額の計算

社会保険料控除額	=	支払った保険料の全額	
小規模企業共済等掛金控除額	=	支払った掛金の全額	
生命保険料控除額	新保険料等の生命保険料控除額の計算式 I		
	支払った新生命保険料、介護医療保険料または新個人年金保険料の金額	生命保険料控除額	
	20,000 円以下	支払った保険料の合計額	
	20,001 円から 40,000 円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 10,000 円	
	40,001 円から 80,000 円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 20,000 円	
	80,001 円以上	40,000 円	
	旧保険料等の生命保険料控除額の計算式 II		
	支払った旧生命保険料または旧個人年金保険料の金額	生命保険料控除額	
	25,000 円以下	支払った保険料の合計額	
	25,001 円から 50,000 円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/2 + 12,500 円	
50,001 円から 100,000 円まで	(支払った保険料の合計額) × 1/4 + 25,000 円		
100,001 円以上	50,000 円		
地震保険料控除額	地震保険料のみの場合		
	支払保険料の全額 (最高 50,000 円)		
	旧長期損害保険料のみの場合	10,000 円以下	支払保険料の額
		10,001 円から 20,000 円まで	支払保険料×1/2+5,000 円
	20,001 円以上	15,000 円	
地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合		それぞれ計算した金額の合計額 (最高 50,000 円)	

※ 1円未満の端数は切り上げ

■ 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」

「給与所得者の配偶者控除等申告書」は、配偶者控除と配偶者特別控除の計算をします。

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) サンプルデータ株式会社 (フリガナ) サトウ イチロウ  
 港 給与の支払者の個人番号 9 6 3 2 4 5 1 2 8 5 2 0 3 あなたの氏名 佐藤 一郎  
 給与の支払者の住所(住所) 東京都港区六本木 あなたの住所又は居所

基礎控除と申告する人の合計所得金額の判定

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	5,900,000	4,230,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		4,050,000
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		8,280,000

控除額の計算

判定	控除額
<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円
<input type="checkbox"/> 900万円超950万円以下 (B)	
<input type="checkbox"/> 950万円超1,000万円以下 (C)	
<input type="checkbox"/> 1,000万円超2,400万円以下	32万円
<input type="checkbox"/> 2,400万円超2,450万円以下	32万円
<input type="checkbox"/> 2,450万円超2,500万円以下	16万円
基礎控除の額	480,000

配偶者の合計所得金額の判定

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	1,030,000	480,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額		480,000

配偶者控除の額

区分	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が500万円以下)	⑤(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が500万円超)	⑥(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が100万円以下)	⑦(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が100万円超)	⑧(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が200万円以下)	⑨(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が200万円超)	⑩(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が300万円以下)	⑪(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が300万円超)	⑫(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が400万円以下)	⑬(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が400万円超)	⑭(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が500万円以下)	⑮(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額」(8)の金額が500万円超)	
区分Ⅰ	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円					
区分Ⅱ	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円					
配偶者控除の額	16万円	8万円	13万円	12万円	11万円	8万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円					
配偶者特別控除の額																
配偶者控除又は配偶者特別控除の額																

所得金額調整控除申告書

あなた自身が特別障害者 (★欄のみを記載)

同一生計配偶者が特別障害者 (★欄及び★欄を記載)

扶養親族が特別障害者 (★欄及び★欄を記載)

扶養親族が年齢23歳未満 (★欄のみを記載)

扶養親族等 (★欄のみを記載)

同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 (フリガナ)

左記の者の個人番号

左記の者の生年月日

特別障害者に該当する者

配偶者控除又は配偶者特別控除の金額

所得金額調整控除の判定と計算

配偶者控除の計算

配偶者特別控除の計算

配偶者控除又は配偶者特別控除の金額

## 「印刷」メニューとワークシートの印刷

源泉徴収票・支払調書

データの印刷

給与所得の源泉徴収票	不動産使用料等の支払調書
給与所得の源泉徴収簿	不動産譲受け対価支払調書
扶養控除等の申告書	不動産売買手数料支払調書
保険料控除の申告書	給与所得源泉データ一覧表
基礎・配偶者控除申告書	給与賞与年間データ集計表
住宅借入金等控除申告書	退職所得源泉データ一覧表
年末調整の税額集計表	報酬・料金等データ一覧表
年末調整個人別通知書	不動産使用料データ一覧表
源泉徴収簿集計一覧表	給与所得等法定調書合計表
退職所得の源泉徴収票	給与所得等支払状況内訳書
退職所得の受給申告書	給与支払報告書（総括表）
報酬・料金等支払調書	住所氏名の宛名ラベル印刷
報酬・料金源泉徴収簿	マイナンバー帳簿の印刷
キャンセル	

### ○ 「印刷」メニュー

- 「給与所得の源泉徴収票」
- 「給与所得の源泉徴収簿」
- 「退職所得の源泉徴収票」
- 「報酬・料金等の支払調書」
- 「不動産の使用料等支払調書」
- 「不動産譲受け対価支払調書」
- 「不動産売買手数料支払調書」
- 「給与所得等法定調書合計表」
- 「給与所得等支払状況内訳書」
- 「給与支払報告書（総括表）」

データの登録と変更はすべて入力用ユーザーフォームから行います。

Excelのワークシートは給与所得の源泉徴収票、源泉徴収簿、報酬・料金等の支払調書、不動産の使用料等支払調書の表示用になります。

「印刷」メニューからは、全データを一括印刷します。印刷途中での中止はできません。

## ■ 年末調整のデータ集計表ワークシート

### ■ 「年末調整税額データの集計表」

年末調整税額データの集計表

ページ 1

	フリガナ 氏名	給与分税額	徴収税額	確定税額	過納税額	不足税額
		賞与分税額 前職分税額				
1	サトウ イチロウ 佐藤 一郎	87,770 77,982	145,752	91,000	-54,752	
2	スズキ ジロウ 鈴木 次郎	96,930 176,154	273,084	320,000		46,916
3	タカハシ サチコ 高橋 幸子	94,500 95,961	190,461		-190,461	
4	タナカ シロウ 田中 四郎	56,320 56,506 23,000	135,826	104,200	-31,626	
5	ワタナベ タロウ 渡辺 太郎	17,940	17,940	17,940		

■ 「年末調整についてのお知らせ」

年末調整についてのお知らせ  
令和5年分

住 所	東京都港区六本木		
氏 名	佐藤 一郎	\$45.8.15	営業1課 係長
年 末 調 整	区 分	金 額	税 額
	給 料 ・ 手 当 等	4,410,000	66,330
	賞 与 等	1,490,000	77,416
	そ の 他 ( 前 職 分 )		
	計	5,900,000	143,746
	給与所得控除後の給与等の金額	4,280,000	
	所得金額調整控除額		
	給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	4,280,000	
	社会保険料・小規模企業共済等控除額	918,755	
	生命保険料・地震保険料の控除額	85,000	
	配偶者(特別)控除額	380,000	
	扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	920,000	
	基礎控除額	480,000	
	所得控除額の合計額	2,783,755	
	課税給与所得金額及び年税額	1,496,000	74,800
住宅借入金等特別控除額		64,000	
年 調 所 得 税 額		10,800	
年調年税額(年調所得税額×102.1%)		11,000	
差引超過額	超 過 額	△132,746	
又は不足額	不 足 額		
算 出 税 額		5,620	
差引徴収税額・還付税額		△127,126	

■ 源泉徴収簿の集計一覧表

令和02年分 サンプルデータ 株式会社 ページ 1

住 所	東京都港区六本木		東京都渋谷区代々木		東京都練馬区練馬		東京都品川区品川		東京都港区		山田 太郎	
氏 名	佐藤 一郎		鈴木 次郎		高橋 幸子		田中 四郎		渡辺 太郎		山田 太郎	
	支払金額	税額	支払金額	税額	支払金額	税額	支払金額	税額	支払金額	税額	支払金額	税額
1月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750		
2月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750		
3月	360,000	5,250	470,000	7,560	430,000	6,210			380,000	2,750		
4月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	200,000	3,140	380,000	2,750		
5月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420	380,000	2,750		
6月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420	380,000	2,750		
7月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420				
8月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420				
9月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,420				
10月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,440				
11月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,640				
12月	370,000	5,620	480,000	7,920	450,000	7,070	340,000	6,640				
小 計	4,410,000	66,330	5,730,000	93,960	5,340,000	82,260	2,920,000	55,160	2,280,000	16,500	8,600,000	
賞与 月	660,000	34,292	950,000	65,813	740,000	38,804	450,000	23,597				
賞与 月	830,000	43,124	1,550,000	107,752	830,000	43,524	620,000	32,511				
賞与 月												
賞与 月												
小 計	1,490,000	77,416	2,500,000	173,565	1,570,000	82,328	1,070,000	56,108				
合 計	5,900,000	143,746	8,230,000	267,525	6,910,000	164,588	5,055,000	134,268	2,280,000	16,500	8,600,000	
給与所得金額	5,900,000		8,230,000		6,910,000		5,055,000		2,280,000		8,600,000	
社会保険料	918,755		1,232,383		986,646		529,440		346,731			
生命保険料	95,000		120,000		85,000		110,000					
地震保険料	35,000		15,000		45,000		6,000					
配偶者特別	380,000		110,000				380,000				380,000	
扶養等合計	900,000		760,000		1,230,000		760,000				1,680,000	
所得控除合計	2,808,755		2,557,383		2,826,646		1,637,240				2,540,000	
課税給与所得	1,471,000	73,550	3,749,000	322,300	2,292,000	131,700	1,964,000	98,900			4,100,000	392,500
住宅借入金控除						192,000						
年調所得税額		73,550		322,300				98,900				392,500
年調年税額		75,000		329,000				100,900		16,500		400,700
超過・不足額		-68,746		61,475		-164,588		-33,368				400,700

■ 「給与所得の源泉徴収票データの一覧表」

給与所得の源泉徴収票データの一覧表

住所又は所在地	氏名又は名称	区分	支払金額	給与所得金額	所得控除合計額	源泉徴収税額
東京都港区六本木	佐藤 一郎	給与賞与	5,900,000	4,180,000	2,385,878	81,000
東京都渋谷区代々木	鈴木 次郎	給与賞与	8,230,000	6,207,000	2,501,413	320,000
東京都練馬区練馬	高橋 幸子	給与賞与	8,810,000	5,018,000	2,679,989	0
東京都品川区品川	田中 四郎	給与賞与	5,085,000	3,527,200	1,530,588	104,200
東京都世田谷区玉川	渡辺 太郎	役員報酬	2,280,000	0	0	17,940
	合 計 金 額		28,405,000	18,933,200	9,107,989	533,140

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」ワークシート

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」

令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表5(8)、5(23)、5(24)、5(25)、6(1)及び6(2)関係)

住所又は所在地 (フリガナ) 電話番号 03-1234-5678	事業種目	整理番号	1	2	3	4	5	6	7	0
氏名又は名称 (フリガナ) 山田 孝雄	作成担当者	作成税理士 署名押印	1	2	3	4	5	6	7	0
個人番号又は法人番号 (フリガナ)	作成税理士 署名押印	税理士番号	1	2	3	4	5	6	7	0

控用

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は源泉徴収票や支払調書を税務署に提出する場合に作成します。

1 給与所得の源泉徴収票合計表 (315)

区分	人員	支払金額	源泉徴収税額
俸給、給与、賞与等の総額	6	35972125	974700
内職摘要の日雇労働者の賃金			
源泉徴収票を提出するもの	6	37037125	997700
災害減免法により徴収猶予したもの			

記載については、「質問は所轄税務署の資料情報担当までお願いします。」

2 退職所得の源泉徴収票合計表 (316)

区分	人員	支払金額	源泉徴収税額
退職手当等の総額	3	55000000	5050886
うち源泉徴収票を提出するもの	1	10000000	51050

3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309)

区分	人員	支払金額	源泉徴収税額
報酬、料金、契約金、賞金等の総額	1	324000	30630
うち源泉徴収票を提出するもの	1	324000	30630
報酬、料金、契約金、賞金等の総額	1	2400000	98018
うち源泉徴収票を提出するもの	2	2724000	128648

4 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313)

区分	人員	支払金額
使用料等の総額	2	8700000
うち支払調書を提出するもの	2	8700000

6 不動産の売買又は貸付けあっせん手数料の支払調書合計表 (314)

区分	人員	支払金額
あっせん手数料の総額	2	1300500
うち支払調書を提出するもの	2	1300500

5 不動産の譲受けの対価の支払調書合計表 (322)

区分	人員	支払金額
譲受けの対価の総額	2	67600000
うち支払調書を提出するもの	2	67600000

OCR 法定調書合計表への印刷について

法定調書合計表の印刷については、税務署から郵送または税務署窓口で入手できる OCR 法定調書合計表になっています。  
 国税庁ホームページからダウンロードできる PDF 法定調書合計表への直接印刷は、EXCEL の「ページ設定」の「拡大縮小印刷」から 96%から 98%に縮小（お使いのプリンターにより縮小比率が違います。）と上下左右の余白を調整してから印刷してください。

「給与所得等支払状況報告書」ワークシート

「給与所得等支払状況報告書」

給与所得等支払状況内訳書

令和 年 月 日提出 港 税務署長 殿 者	提 出 者 住所又は所在地 (フリガナ) 氏名又は名称 (フリガナ) 代表者名 山田 孝雄	整理番号 1 2 3 4 5 6 7 0	電話番号 03-1234-5678	この内訳書について応答できる方の所属及び氏名 所属 氏名										
区分	支給月	支給人員	給 与				所 得				報 酬、料 金、契 約 金 及 び 賞 金			
			支給総額	算出税額	年末調整等の 過不足税額	差 引	支給 月日	納付 月日	支給 人員	支払 総額	税 額	納付 月日	区 分	支払 総額
俸 給 料 等	1	4	1,640,000	21,770		21,770	095.01.31	1						
	2	4	1,640,000	21,770		21,770	095.02.29	2						
	3	4	1,640,000	21,770		21,770	095.03.31	3						
	4	5	1,880,000	26,500		26,500	095.04.30	4						
	5	5	2,020,000	29,780		29,780	095.05.31	5						
	6	5	2,020,000	29,780		29,780	095.06.30	6						
	7	4	1,640,000	27,030		27,030	095.07.31	7						
	8	4	1,640,000	27,030		27,030	095.08.31	8						
	9	4	1,640,000	27,030		27,030	095.09.30	9						
	10	4	1,640,000	27,250		27,250	095.10.31	10						
	11	4	1,640,000	27,250		27,250	095.11.30	11						
	12	4	1,640,000	27,250	2	532,675	298,323	095.12.31	12					
				3	-261,602									
計	4	2,800,000	162,506		162,506	095.07.02	計							
計	4	3,830,000	226,911		226,911	095.12.19	計							
合 計		27,310,000	703,627	2	532,675	974,700								
				3	-261,602									
年末調整による過不足税額で翌年に繰り越したもの														
			過 納 税 額	人 員	不 足 税 額	人 員	(摘要)							
法 人 役 員 の 各 人 別 内 訳														
受 法 人	給 与 者	職 名	氏 名	給 与 所 得 の 支 払 額	同 左 の 徴 収 税 額	退 職 所 得 の 支 払 額	同 左 の 徴 収 税 額	備 考						
				円	円	円	円							

(注) 1 「給与所得」欄及び「報酬、料金、契約金及び賞金」欄は、「所得税徴収高計算書」の控などに基づいて当年中に支払確定したもの（未払のもの及び源泉所得税の納付未済のものを含む。）について記載してください。  
 2 「報酬、料金、契約金及び賞金」欄の「支払総額」欄には、源泉徴収の対象とした消費税及び地方消費税相当額がある場合には、その金額も含めて記載してください。  
 3 法人役員が海外に居住している場合は、「海外居住」欄に○印を記入するとともに、「備考」欄に出国した年月日を記載してください。